午前１０時３０分開会

〇小野委員長　ただいまから予算・決算特別委員会を開会いたします。

欠席届が出ております。安全生活課長が公務出張のため欠席です。政策経営部法務担当課長が家族の介護のため欠席となっておりますので、よろしくお願いいたします。

９月２６日の継続会で全議員で構成する当予算・決算特別委員会が設置され、同日の委員会において、委員長に、私、小野が、副委員長に岩佐りょう子委員、池田とものり委員、桜井ただし委員がそれぞれ選任されました。委員の皆様、理事者の皆様、どうぞご協力よろしくお願いいたします。

それでは、初めに議長からご挨拶をお願いいたします。

〇秋谷議長　皆様おはようございます。予算・決算特別委員会の開会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

今定例会に提出されました令和７年度一般会計補正予算第２号及び令和６年度各会計歳入歳出決算の認定については、全議員で構成する予算・決算特別委員会を設置し、審査を進めていくことになりました。限られた日程ではございますが、小野委員長、岩佐副委員長、池田副委員長、桜井副委員長の下、精力的かつ活発なご議論を頂きますようお願い申し上げまして、私の挨拶とさせていただきます。

〇小野委員長　はい。ありがとうございます。

次に、区長からご挨拶をお願いいたします。

〇樋口区長　皆様おはようございます。令和７年第３回定例会予算・決算特別委員会の開催に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

まず、今回の定例会におきまして、予算・決算特別委員会が設置され、委員長に小野なりこ委員が、副委員長に岩佐りょう子委員、池田とものり委員、桜井ただし委員がそれぞれ選出されました。ここに重責を担う本委員会でのご活躍を期待申し上げます。

さて、９月２６日に本委員会に付託されました議案第４２号、令和７年度千代田区一般会計補正予算第２号につきましては、何とぞご審議の上、原案どおりご議決を賜りますようお願い申し上げます。また、議案第４３号、令和６年度千代田区各会計歳入歳出決算の認定につきましても、ご審議の上、認定賜りますようお願い申し上げまして、開会のご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

〇小野委員長　はい。ありがとうございます。

ここで審査の進め方についてお諮りいたします。

当委員会に付託されました議案は、議案第４２号、令和７年度千代田区一般会計補正予算第２号及び議案第４３号、令和６年度千代田区各会計歳入歳出決算の認定についての２議案です。いずれもサイドブックスに格納されておりますので、ご確認をお願いいたします。お手元に予算・決算審査について及び分科会の設置についての案をお配りしております。サイドブックスのフォルダ０１の資料でご確認をお願いいたします。

本日は、まず令和７年度補正予算を審査し、採決まで行いたいと思います。補正予算審査を終了した後、決算審査に入ります。決算審査については、まず包括的な説明及び監査委員の決算審査意見書の概要説明を受けた後、これらに対する質疑を受けたいと思います。詳細な決算調査については三つの分科会を設置させていただき、各分科会にお願いしたいと思います。なお、委員長はいずれの分科会にも所属しないものといたします。

分科会の報告書についてです。１０月７日火曜日の午前中までに、私、委員長へご提出をお願いいたします。委員の皆様には、委員長が確認した後、報告書の写しと分科会の会議録をなるべく早めに配付する予定です。総括質疑項目の各会派から委員長への提出期限についてです。１０月７日火曜日午後４時とさせていただきますが、できる限り早めのご提出にご協力をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。そして、１０月９日木曜日から総括質疑を行うという順序で進めたいと思います。

以上ですが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長　はい。次に、予算・決算審査日程、審査方法、出席理事者及び傍聴について、また分科会の設置及び分科会報告書については、いずれもお配りしております案のとおりご提案をさせていただきます。お目通しを頂き、このように決定したいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長　はい。それでは、そのようにさせていただきます。

また、職員費及び決算附属書類中、各会計実質収支に関する調書、財産に関する調書、定額基金に関する運用状況調書については、企画総務分科会での調査をお願いすることにしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

なお、審査に当たっては、委員の質問及び理事者の答弁は簡潔にお願いをいたします。委員会開会中は休憩時間以外においても委員会進行の妨げにならない程度でトイレなどによる退席を認めることといたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、本日の日程に入ります。

これより、議案第４２号、令和７年度千代田区一般会計補正予算第２号の審査に入ります。

補正予算の審査の進め方ですが、まず、一般会計補正予算第２号について、執行機関から包括的な説明を受け、提出資料の確認後、予算説明書に基づき歳出、歳入の順序で質疑を行います。全ての質疑が終了した後に補正予算の採決を行いたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長　一般会計補正予算第２号、概要説明についてです。こちらについてのご説明をお願いいたします。

○前田財政課長　はい。それでは、資料１をご覧になっていただければと存じます。令和７年度一般会計補正予算第２号の概要につきましてご説明申し上げます。

補正予算額でございますが、１,４１７万９,０００円、補正後の予算額は７５４億４,３２３万１,０００円となります。

歳出の内訳でございます。一つ目は乳児等通園支援事業でございます。こども未来戦略に基づき創設され、令和８年度から全国で本格実施されることを見据えまして、試行的に実施するための経費でございます。１,２０７万９,０００円を追加計上するものでございます。

二つ目でございますが、デジタル化の推進、デジタルチャレンジ支援でございます。高齢者がスマートフォンを活用し、必要な情報を取得、手続を行えるようデバイド対策を一

層推進するため、満６５歳以上の高齢者がスマートフォンを購入する際の費用を補助する経費２１０万円を追加計上するものでございます。

続いて、歳入財源でございます。乳児等通園支援事業につきまして、国庫支出金、子ども・子育て支援交付金が２６５万３,０００円、都支出金、多様な他者との関わりの機会の創出事業費補助金が９４２万6,０００円でございます。

デジタルチャレンジ支援につきましては、都支出金、高齢社会対策区市町村包括補助事業費が２１０万円でございます。

概要の説明は以上でございます。

〇小野委員長　はい。ありがとうございます。

それでは、一般会計補正予算第２号の歳出について審査に入ります。補正予算説明書１２ページ及び１３ページについての説明を受けます。説明書につきましては先ほどとは別のフォルダですので、念のためご確認をお願いいたします。

それでは、ご説明をお願いいたします。

〇山﨑子育て推進課長　それでは、補正予算説明書１２ページ及び１３ページの歳出、乳児等通園支援事業についてご説明をさせていただきます。

乳児等通園支援事業、いわゆるこども誰でも通園制度は、保護者の就労要件を問わず、生後６か月から満３歳未満の未就園児が一定の時間柔軟に保育施設を利用できる新たな給付制度であります。全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、子育て家庭に対して多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化することを目的としております。令和８年度より全国で実施されることとなっています。４月からの本格実施を見据えまして、本制度を混乱なく着実に事業展開していく必要があることから、本年度より千代田区こども誰でも通園制度を試行的に実施してまいります。

制度内容としましては、実施期間を令和８年１月から３月として、実施場所は公募により４園程度を予定しているというところでございます。

次に、経費の主な内訳でございます。まず、児童の預かり対応加算、預かり最大人数を９７人分とし３２３万7,０００円としてあります。ここで預かり児童数を９７人としたのは、令和６年３月の区民ニーズ調査を基に利用希望児童の見込み人数を算出したところ、約３００人程度であったと。今回は試行的事業ということもあることから、その３分の１を上限としたものでございます。

次に、利用者負担軽減補助として、利用料及び給食費分、こちら１０８万5,４３０円。開設準備金として、施設の改修など、こちらで３００万円。備品購入費で１００万円。人件費相当経費補助としまして２８５万１,２００円でございます。なお、財源としては国及び都の補助金を活用するというところでございます。

最後に、事業実施スケジュールでございます。１０月下旬に試行的事業の実施施設の公募を開始をいたします。１１月に事業者を決定し、その後、本制度の周知をしっかりと行うとともに、保護者からの利用申請を受け、令和８年１月に試行的事業を開始をいたします。そして令和８年４月より本制度の本格実施を行う予定でございます。

ご説明は以上でございます。

〇小野委員長　はい。ありがとうございます。

　それでは、質疑を受けます。
○米田委員　こども誰でも通園制度なんですけど、今回の試行事業は就労要件を問わず利用できるのが大きな点だと思っております。従来の保育の枠組みをどのように役割分担し、全ての家庭にとって公平感ある制度設計にするのか、まずお聞かせください。
○山﨑子育て推進課長　まず、このこども誰でも通園制度、こちらにつきましては、目的にもあるとおり、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するというふうになっておりまして、今まで就労要件の必要であった保育施設、そちらのほうの活用を未就園児においても行っていくというところで新たな給付制度であります。当然、現在保育を行っているところでもありますので、しっかりとそこは余裕があるようなところに実施をしていってもらうというところでございます。
○米田委員　もう一つ、１０時間という利用上限が設定されていますけど、短時間利用でも安心して子どもを預けたいというニーズに応えられる十分な時間なのか、今後これでは足りないとかいうことがあると思いますんで、拡充の検討はあるのかもお聞かせください。
○山﨑子育て推進課長　この一月１０時間というのは国の制度でも１０時間というところで決めがあるというところでございます。また、今回試行的事業というところでもありますので、やはり一応１０時間で実施をしてみる。本格実施を進めていく中でどういったニーズがあるか、もっと増やしてほしいということがあるのかどうか、そういったところも見極めながら今後検討していこうかというところでございます。
○米田委員　見極めて、しっかり検討していただきたいなと思います。
　運営のほうなんですけど、一般型、余裕型と二つの方式がありますが、現場の保育士の負担増や既存園児の保育に支障を来すことはないのか。あともう一つ、専用室を設けると聞いています。合同の利用の場合もあると聞いております。それぞれ安全面、発達支援の質をどう確保するのかもお聞かせください。
○山﨑子育て推進課長　いずれにしても、現場の負担というところは、しっかりと整備が整っていなければ、どうしても起こってしまうところです。我々としても、この誰でも通園制度のほうを安全に的確に実施してもらうためにも、しっかりと人員体制の整備が整っている園に行っていただくというところでございます。また、発達支援等々、障害をお持ちの方とか、いろいろあるというふうに考えられますので、事前にしっかりと面談をして、そういった情報も聞き取りをして、それから実施をしていくというように考えているところです。
○米田委員　支障を来さないように、しっかり運営していただきたいなと思います。課長も今言われたように、人件費補助が設定されております。現場の処遇改善や人材確保に十分につながっていくのか、また区独自の上乗せも考えられているのか、お聞かせください。
○山﨑子育て推進課長　この人件費の補助、こちらについては、この事業を実施するに当たって、やはり人が足りないよとかいう場合に使っていただくというところでございます。他区のほうと比べても、こちらのほうは、実際、今、保育園等で使っている人件費の相当額、基準外の従事者を当てる場合の補助額と同程度を行っておりますので、比較的高い額をつけているところでございます。
○米田委員　十分だと考えられているようですけど、様々今後取り組む中で検討していただきたいなと思います。

　あと、利用者の利便性なんですけど、国の総合支援システムで予約を行うとある。ＩＣＴに不慣れな家庭や多言語対応が必要な家庭に配慮したサポート体制、これをどのように考えているかお聞かせください。
○山﨑子育て推進課長　予約のシステムにつきましては、今、委員おっしゃっていただいたとおり、国の総合支援システムのほうを考えておりますが、利用者の申請につきましては、まだ国のほうがその分対応していないということもあるので、区のポータルサイト、そちらのほうを利用しております。また、使い方等についてはしっかりとこれからも周知を行って、丁寧に説明等をしながら進めていきたいというふうに考えております。
○米田委員　あともう一つお願いしたいのは区報とか周知に関してですけど、しっかりポータルサイトも含めて周知していただきたいと。今後はデジタル化がありますから、うちも、総合的に１本でできるような取組とか、複雑になっていますんで、そういうことができるか検討していただきたいと思うんですけど、いかがですか。
○齊藤デジタル政策課長　失礼いたしました。今後の手続の一本化についてというご質問でございますが、現在、千代田区においては行政手続のオンライン化ということを進めてございます。基本的には様々な手続がこの区のポータルサイト、こちらを入り口として申請いただけるよう、構想を持って現在取組を進めているところでございます。
○米田委員　そうなんでしょうけど、それでもやっぱり分かりにくい。こういった声が依然としてありますんで、その辺もしっかりサポートしていただきたいなと思います。これは答弁要らないです。
　最後なんですけど、今後の実施に向けた検証に関する質問をさせていただきます。試行事業をどのように検証し、成果をどのように検証し来年度から本格的に実施していくのか、これをお聞かせください。
○山﨑子育て推進課長　この制度はやはり我々としても初めて行う事業でございます。ただ国の制度でもありますので、もう決めとして本格実施を来年度から始めるよというところになっておりますが、その際に、やはりスムーズにそこに持っていくために、今回試行的にスモールスタートで始めていきたいというところでございますので、今回しっかりと検証をしながら本格実施にスムーズに進められるように、我々としてもしっかりと検証しながらやっていきたいと思います。
○米田委員　しっかり検証して本格実施に向け備えていただきたいなと思います。
　最後にします。これの利用率や満足度だけでなく、この事業で家庭の孤立防止や育児不安の軽減といった効果、こういったのも図ってこれると思います。そういった効果も含めて、どうこのような、何といったらいいのかな、育児不安を抱えている方がこども通園制度で預けた場合、福祉の関係とどうやって連携していくのか、最後お聞かせください。
○山﨑子育て推進課長　今、委員おっしゃっていただいた子育ての孤立防止ですとか、育児不安、そういったものについても対応をしていかなきゃいけないというところで言いますと、この制度の目的の一つでもございます、子どもだけじゃなくて保護者のほうのというところですね。この子育ての孤立化、この防止含めて、保護者への情報提供ですとか、あとは相談支援というのも恐らく保育園等を通じて得られるのかなというふうに思っております。そういった現場から寄せられた情報というところをしっかりと相談部署等にも連携をして、情報共有をして、また我々としてもそういった相談内容等を汲み取りながら、

しっかりと効果検証等をしていきたいなというふうに考えております。
○小野委員長　続いて、質疑を受けます。
　西岡委員。
○西岡委員　ようやく本当に進めていただけるんだなという思いでいっぱいです。この誰でも通園制度という名称すらない中で、ある意味、国や都に先んじて、私は令和４年度から無園児対策というところで、いわゆる幼稚園ですとか保育園に所属していない無園児対策を長らくお願いしてまいりました。昨年の１２月の代表でも、多様な他者との関わりの機会創出事業というところもお願いをしてまいったところなので、本当にやっていただけて安心はしております。もうここは、昨日実は常任委員会で細かく様々概要的なことを聞かせていただいています。質疑を終えておりますので、今日はＤＸの理事者の方もいらっしゃいますので、システムのことについて少しお伺いをしたいと思っています。
　以前も確認をしたんですが、こども誰でも通園制度って、総合支援システムが利用されて、その利用者の予約管理ですとか、事業者が子どもの情報を把握して、自治体が利用状況を確認できることでデータ管理が可能となっていくんですね。請求書発行システムも事業者から各自治体への請求を容易に可能にできると。いわゆる東京都版のこども誰でも通園制度、多様な他者との関わりの機会創出事業というところは、今、都が運用コストを１０分の１０担ってくださって、柔軟な対応をしていただいているとは思うんですが、ここでも都の保活ワンストップサービスという情報を集約した連携基盤を整備していますが、民間保括サイトと保育施設の保育ＩＣＴシステムと連携して保育施設の情報の検索ですとか見学予約というところも行えるようにしています。保活に係る保護者の負担軽減をもちろん目的とはしているんですけれども、自治体でも導入をしなくてはいけない。ここの予算というところは、国のデジタル田園都市国家構想交付金、いわゆるデジタル実装タイプを活用しておりますけれども、いわゆる現在は保育所の見学予約、入園申込みもオンラインというのは区もやっておりますけれども、区のポータルサイト、子どもＤＸの子育て支援制度レジストリーがありますよね。そこと国のポータルサイトのマイナポータルぴったりサービス、それ、都の今申し上げたとおり保活ワンストップサービス、で、この選択肢がすごく広がり過ぎて、連携がどういうふうになっていくのか、システムの交通渋滞が起きているということを昨年の代表でも申し上げましたけれども、本区としてはどういうふうに交通整理をしていくのか。希望者の申請フローがどうなっていくのか。そのシステム移行のフローもどうなるのか。また、その際に区が連携するに当たってコストってかかってくると思うんですけども、その際のコスト負担というのは国や都のコスト１０分の１０負担とありますけれども、どこまで担っていただけるのか。そこだけちょっと確認をさせていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。
○小野委員長　ご答弁をお願いいたします。
○齊藤デジタル政策課長　ただいまのご質問ですけれども、まず、申請のところということにつきましては、先ほどの答弁さしあげましたとおり、現在、区内にあります行政手続のオンライン化というものを着実に進めているところでございます。基本的には申請自体は区のポータルサイト、こちらで１本で受けるという構想の下、取組を進めてございます。例えばシステム面でマイナポータル、いわゆるぴったりサービスを使っているものなどもございますけれども、例えばポータルサイトのほうにリンクなどを用意いたしまして、あ

くまで入り口としてはポータルサイトということで区民の方に分かりやすくお使いいただけるような、そういった構想の下で今取組を進めているところでございます。基本的にポータルサイトは申請ですとか承認ですとか、そういった部分で利用を想定してございまして、その後のいわゆる各部署における実務のシステムのようなものについては、基本的には各部署の運用に基づいてシステムなどを利用されていくものではないかと考えてございます。

以上でございます。

○西岡委員　ちょっと答弁で、運用コストについても移行する際にかかる分は、今、国や都が示しているとおり１０分の１０コストも担うというところで認識は合っていますか。予算・決算だからね。

○齊藤デジタル政策課長　移行のコストにつきましては、恐らく各事業にそれぞれでひもづく補助金でございますとか、国、都の所管部署もございますので、それらの決めにのっとって適切に財源が措置されたりということかと思います。

以上でございます。

○西岡委員　もう最後にしますけれども、昨年の子育て支援に関する区民ニーズ調査でも、３歳未満の未就園児の保護者の方から７割以上の利用希望を頂いているんですよ。やっぱりこれほかの文京区、五、六倍の希望があってキャンセル待ちが続いていたような状態で、今はほかの多様な他者の制度については１５区がやっているというところで、スムーズに運用が行えるように、要はキャンセル待ちがなるべく出ないようなシステムだとありがたいなと思いますし、何より利用者の方が申込みをしやすいような環境を整えてほしいんですね。子ども部とやっぱりデジタルのところで連携がまだまだ取り切れていないような、昨日の常任にでもちょっとその辺が認識できたので、そこを改めてちょっと確認したいんですけれども、その辺についてはいかがですか。

○齊藤デジタル政策課長　各部署との連携が必要というのはご指摘のとおりかと思ってございます。今後、デジタルを統括する部門といたしまして、各部署とも連携をしながらシステムの構築などを進めてまいりたいと思います。

以上です。

○小野委員長　はい。ほか、質疑ございますか。

○小林委員　すみません。この試行事業を既にもう実施している、先ほど、今、西岡委員もありましたけど、具体的にもう試行事業を開始している区というのは２３区中何区あるんですか。

○山﨑子育て推進課長　今年度につきましてもう実施しているところ、あと、今予定も含めまして、こども誰でも通園制度及び先ほど西岡委員もおっしゃっていただいていた、多様な他者との関わりの機会の創出事業、こちら合わせて２０区というふうになっております。

○小林委員　２０区。今の質問は、これからやるのはいいんです。これからうちもやろうとしているんで、そうじゃなくてもう既に５年とか６年度に試行事業を実施しているのは何区あるんですか。

○山﨑子育て推進課長　そうですね、まず令和５年度は８区、令和６年度は１５区、令和７年度は、現在１９区というふうになっております。

○小林委員　そうすると、５年度はもう既に８区が終わっていて、６年度は１５区になっているということですよね。ですよね。ということは、もう既に１５区は試行を実施していると。で、千代田区はまだ実施していないと。何で早い時期に、先ほど西岡委員から指摘があったように、非常にニーズが高い。アンケートを取っても７割以上の保護者の方がやってほしいという中で、何で今まで実施ができなかった大きな要因というのは何なんでしょうか。
○山﨑子育て推進課長　様々に手引きだったり基準だったりというお話もありますが、他区の状況でもう既にやっているというところもありますので、一番はやはり現場のといいますかね、各園のほうで、このこども誰でも通園制度のほうを実証できるような人員的なところも含めて体制がなかなか難しかったというところがあります。あと、我々のほうの体制のほうもあったかというふうに思います。
○小林委員　特に千代田区が遅れているわけではないんじゃないですかね。ほかの練馬だとか港区だとかって、そんなに状況は千代田区と変わらないんじゃないでしょうかね。でも港みたい区はもう既にやって試行していくというのは、やっぱり保護者のニーズが多くてそれに応えていけていたということだと思うんだけど、それはほかの区だって園の事情があったし、人員も足りなかったと思うんですよ。だけれども必要を迫られてどうしてもやらなくちゃいけないと優先順位をつけてやってきた。やって実施してきたということだと思うんですね。今回この事業を試行することについては非常に遅きに失したように感じるんで、その辺は、しっかりこれから今度またこれが仮に通ったとしても、園の事情があって受入れができませんでした。特に０、１、２なんていうのは難しいですよね、そうはいっても実際空きがないんだから、そんなに、特に民間のところだってそうなんで。そのとき空いているところも積極的にやるとか。そういうことでこれから入っていかないと、試行するよと予算をつけたけど、実際できなかったというか、効果が上がらないということが出てしまうんで、その辺についてはどういうふうに、今後、こども園含めて、民間も含めて、どういうふうに対処しようとしているんですか。
○山﨑子育て推進課長　やはり園のほうで対応できるかどうかというところが一番のことになってくるかなと思いますが、我々としても、今年度も意向調査をしながら、この制度に実施に参加できる見込みがあるかどうかとか、そういった調査及びヒアリングとかも行っておりますので、今後さらに定員に空きがあるような施設に対して、しっかりと参加していただけるように要望をかけていきながら、ヒアリング等も行っていきたいなというふうに考えております。
○小林委員　子ども部なんですけど、ＳＳＲもこれは必要だってもう設定したんだけれども、器はできたんですけどニーズが取り切れなく、取れても現場のほうの受入れができないとかいうんでなかなか進まなかったんですよ。僕、同じだと思うんですよ。せっかくつくっても現場が受け入れられなければ進まないんで、ニーズは先ほど西岡委員も言ったけどあるんですね、もう既に。アンケートではもう７割以上がやってほしいと言っているんだから。これからはもっと具体的な、どこの園がどれだけ取れて、具体的にどの辺がいつから受け入れられるのかというのを進めていかないと、これせっかく試行に進んでも実績がそんなに上がらないということが出てしまえば、これはまた絵に描いた餅になってしまうんで、その辺は積極的に体制をつくって役所のほうは進んでいただかないといけないと

思うんだけど、その辺はどう考えていますか。
○山﨑子育て推進課長　やはりそれぞれの園の空き状況というところもやっぱり見ていかなきゃいけないんですが、我々としては、できるだけ受入体制が確保できるようにしっかりと各園のほうに働きかけていきたいと思っております。
○小野委員長　はい。今ご質問があったのが、保護者の高いニーズというのは区も把握をしていらっしゃると。一方で、これ予算化したところで、実際に園から手が挙がらなかったらという、そういう趣旨のご質問だったと思うんですけれども、園の意向調査、先ほど調査済みとおっしゃったように聞こえたんですけれども、受け入れてくれる。絵に描いた餅というのはそういうことではなくてですか、小林委員。
○小林委員　委員長。
○小野委員長　ちょっとお願いします。はい、小林委員、お願いします。
○小林委員　要は、園だって、一生懸命いろいろやっているんで、差があると思うんですよね。全然来ない民間の園でたくさんあるところとか、もしくは０、１、２以外でひょっとしたら３歳だと空いているところがあるとか、その辺はこれ試行なんでフレキシブルにやっていかないといけないし。空いている園については、もう区が積極的に働きかければ民間の園も助かるわけですよね。これ無料だし、それから社会的に孤立しないのもいい場所になるわけですよ。それを積極的にこの予算をつけることによって、区が具体的に一つのいろいろな園の中の当然空いているところとしかできないんで、空いているところだって一つしか空いていなかったらそこに入れちゃったら区民が入れなくなっちゃうというのがあるから、その辺は一番役所が今までの情報を持っているんだから、どれぐらいの中でどれぐらいお願いしたらいいかというのを積極的に進めないと、それが絵に描いた餅になっちゃう。要するにぱっと開いて、こういうのがありますよ、要望がありますんで来たらどうぞなんて言っていたんではできないんじゃないですかと言っている。つまり区役所として今まで持っている情報や何かを含めて、ちゃんと各園に当たって、積極的に園も協力、協力じゃない、やっていただけるような体制が中に取れているんですかということ、区役所として。
○山﨑子育て推進課長　小林委員おっしゃるとおり、それこそ情報として持っている定員の空き状況だけを見ても、しっかり手を挙げてくれるかどうかというのは各園によって事情は様々ほかにもあるかと思います。そのために、今回、意向調査を事前に行っております。また、その中で参加をしたいよというところが４園程度あったというところで、今回想定として４園を見込んでいます。また、そういったところにも実際に園のほうにお伺いしたり、電話等でも聞き取り調査をしながら、今現在ヒアリング等も行って、それで今現在に至るというところでございます。
○小野委員長　はい。引き続き質疑を受けます。
○牛尾委員　くしくも先ほどのやり取りで、なかなか誰通ができなかった理由が保育士不足と、人員体制の不足というのがありました。これ保育園関係者にも意向調査をしていますよね。やっぱりここでも受入れが難しいのは保育士が足りない。あとはなかなか負担が大きい。これが大きな理由だということはいかがですか、合っていますか。
○山﨑子育て推進課長　実施ができるかどうかというような意向調査の中を見ますと、できないと思われる理由の一つとしては、今、委員おっしゃっていただいたような人員につ

いてのことも書かれておりましたし、また、この制度自体初めてというところもあるので、それに対する不安というところも大きいのかなというところもあります。
○牛尾委員　この調査を見ると、受入れができない難しい理由、保育所の人員不足がトップで、在園園児との同時保育は難しい。スペースがない。様々こういうところが上位になっております。先ほど障害児の受入れという話もありましたけれども、受入れが可能かというのは、「はい」が４、しかし「いいえ」が１９ということで、かなりやっぱり保育園にとっては負担が大きいと思うんですよ。今回、予算の中で、保育士確保のために３０万程度３か月か、というふうになっています。これは要するにどういった保育士を考えているのか、正規の保育士なのか、それとも期間限定の保育士なのか、アルバイトなのか、派遣なのか、その辺はいかがですか。
○山﨑子育て推進課長　こちらにつきましては、この事業を実施するに当たって足りない人員の補充というところでありますので、特に立場等について限定しているものではございません。
○牛尾委員　それでは、これは保育士資格を持つ持たない関係なく人員の拡充であればいいということですか、使えるということですか。
○山﨑子育て推進課長　基本的にこの事業について保育士並びに支援要員というのが人員の配置基準で決められておりますので、そういった要件を満たす方、基本保育士だというふうに我々のほうでは考えております。
○牛尾委員　それは、園が人を雇うとなった場合はしっかりチェックをするんですか、区のほうで。
○山﨑子育て推進課長　そういったところで言いますと、しっかりチェックをしないと補助のほうもできないというふうに考えております。
○牛尾委員　あとは正規でなくてもいいという話もありました。なかなか保育士不足の中で、本来ならば通常の保育に当たっている保育士が新たなお子さんを受け入れるわけだから、保育士にそのお子さんを任せるというのはやっぱり負担が大きい。そうなるとどうしてもそれに見合った人員を確保しなければいけないというふうに思いますけれども、なかなか保育士不足の中で保育士が集まらない状況、これはもうほかの区も一緒だと思うんですけれども、そうした状況の下でこれを始めて、やはり園に大きな負担になるのではないかと思うんですけれども、区としての考えをいま一度お聞かせください。
○山﨑子育て推進課長　先ほども少し申し上げました。やはり余裕がない園にとってはこれを無理に行えば負担になるというところなんですが、それは十分承知をしております。ですので、しっかりとまずは人員体制整備というものができている園に対して、今回、試行的事業のほうを実施していくというところでございます。
○牛尾委員　私は本当に不安に感じております。いま一つ、先ほど誰でも通園制度を導入するに当たって、育児の不安、あと子育ての孤立防止の対応ができていくとおっしゃいましたけれども、これ、今までもやっていないんですかね。児家センは一体何をやっていたんですかね。
○小川子ども部長　すみません。先ほどのお尋ねは、このこども誰でも通園制度を行うことによってどのような成果があるのかということを引き続き注視するべきではないかといった、そういったご意見でありましたので、当然、我々としましては、そういった効果が

どのようにあるのかということはいろいろな手段を使って把握をしていきたいと、そういう趣旨で申し上げたものでございます。
○牛尾委員　もちろん、だから、これまでもしっかりと保護者の育児への不安、孤立防止についてもしっかり対応してきているということですよね。先ほどの誰でも通園制度がこうした育児不安、孤立防止に対応するのを目的に入れるような声が聞こえましたんで、そうじゃないでしょうと、今までもちゃんとやっているでしょということを言ったんですけれども、もう一度お答え、手を挙げていますから。
○小川子ども部長　ご指摘のように、当然、区としましては、これまでも一時預かりやファミリーサポートとか、様々な子育て支援の制度があったわけでございます。ただ、今回の推し進めるこども誰でも通園制度は、大人の保護者の就労にかかわらず対象となることや、あるいは無料でできることといった、ちょっとほかの制度とは違うような特色もあって、様々なメニューがあって選択肢の一つになり得るであろうと、このように思っております。当然いろいろなニーズをカバーするための制度は今後もいろいろ検討していく中で精査をしてまいりますけれども、当然いろいろな選択肢があっていいということで今回の制度を実行したいと、このように思っております。
○牛尾委員　はい。
○小野委員長　岩佐副委員長。
○岩佐副委員長　この誰でも通園制度と、この誰でもというのに本当に大変期待をするものなんですけれども、ちょっと触れられていた医療的ケア児ですとか障害児ですとか、受け入れてくれそうな園というのはどれぐらい想定していて、もう実際お話をされているんでしょうか。
○山﨑子育て推進課長　意向調査の中では、園ではなく訪問みたいな形でというところだと、医療ケア児対応できますよというところもありますが、なかなか今のところ園のほうで医療ケア児対応できますというふうな回答は得られていないんですが、引き続き対応できるところを含めて、訪問を含めて、今後試行的のところではなく、今後しっかりと調査しながら、ヒアリングしながら受入れができるようなところを見つけていきたいなというふうには考えております。
○岩佐副委員長　今のご答弁だと、居宅訪問型の保育はこの実施の中ではされていなくて、今後の本格実施のときにはもしかしたら検討されるかもしれないということと、園の中ではまだ受け入れてくれるところを引き続き探していくという、育てていくという、探すよりも育てないといけないような気がするんですけれども、その辺は今どのように進めていらっしゃるんでしょうか。そこにやっぱり誰でもというところに、特にそういった医的児とか、普通のふだんなら保育園に行きづらいと考えている人たちが選択肢が増えるということがすごく大事なことだと思っているんですけれども、そこの選択肢を増やすということに対しては、現実的にはどのようなことを行っているんでしょうか。
○山﨑子育て推進課長　現状ですと、医療ケア児の受入れを増やす方向の取組というのは、これまで以上のことを、今現在はしているわけではございません。ただ、この年代の方で見ますと、何人ぐらい医療ケア児がいるかとかいうところも把握をしておりますし、また、先ほど申し上げたとおり、訪問型のほうでは手を挙げていただけるようなところも目星はあるというところではございます。ただ、今回、試行的に実施をするというところもあっ

て、手続上とか、そういったところを確認をするというところもありますので、今後しっかりとそういった部分も対応できるように検討を進めていきたいなというふうには考えております。
○岩佐副委員長　国のほうでもさらにお金は出すと、そういった要支援のお子さんに対して受け入れてくれる園に対してはさらにお金を出すということですので、今回のこの予算の中に、例えば看護師さんの加配ですとか、そういったことを含めた予算というふうになっているんでしょうか。それとも普通の、こういう言い方をするとあれですけど、健常のお子さんが保育士さんと一体に幾つかの段階でできるようなことだけを想定しているのか、ちょっとこの予算の中に医的ケア児、障害児の看護師さんへの配置に対しての予算がどれだけ含まれているのかご説明いただけますか。
○山﨑子育て推進課長　そういった意味では、先ほど人件費相当経費補助というふうなご説明もしましたが、こちらのほうで人件費のほうの補助を示してございます。そうです、はい。
○岩佐副委員長　これでこの予算ということなので、人数をどれぐらい想定しているかはちょっと、そんなにたくさんいらっしゃるものではないと思うんですけれども、そこへ入っているということでちょっと安心しました。ぜひ看護師さんを、１０時間ぐらいでしたら看護師さんをつけてくれれば受け入れられるというような可能性というのはあると思うんですよね。確かに今まで受け入れていなかった園だとしても、そういった短時間でしたらとか、そういったことを組み合わせることによって新たな選択肢が広がると思うので、ちょっと進めていただければと思います。
　それから、先ほど誰かも言っていましたけれども、しっかりとそこの現場がどのように対応できているのかというののチェックをこの３か月は特にしっかり見ていかなきゃいけないと思うんですけれども、それに対してはどのような形で行う予定なんでしょうか。
○大松子ども支援課長　本区には保育所の運営支援を担う職員がおりますので、その職員に誰でも通園制度を行う園に重点的に巡回を行ってもらい、助言や指導などを行ってまいりたいと存じます。
○岩佐副委員長　最後です。本当にこれは試行ということで保育園の負担というのが一番懸念されることと、それから質の維持ですよね。質の担保ということが本当に重要なんですよね。初めてのお子さんは必ずぎゃん泣きするので、そういったことで保育園が必要以上に時間と手間がかかってしまって、ほかのお子さんがおろそかになっちゃうみたいなことは先行自治体では結構報告されていて、別に子どもがちょっと泣くというぐらいは、それはもう保育園ではよくある、あるあるの話ですけれども、そういったことが常態化してしまって通常の保育の質が落ちるようなことがないように、やっぱりしっかりと助言とチェックをしていただきたいと思います。ありがとうございます。
　以上です。
○小野委員長　はい、関連。白川委員。
○白川委員　これはもう委員会で質問したので答弁不要ですが、一時預かりの制度というのは既に９個ありまして、これが１０個目ということになるというのが一つの問題かなと思います。懸念がそれありまして、要するにこれ新しく国の施策として取り入れるということですので、私も賛成はしたものの、牛尾委員と同じような懸念を持っています。それ

は本来の保育機能というのがありますよね。０歳から３歳未満までの子たちを預かると、定期的に毎日預かるという、これは本来の保育機能ですが、これで希望者の父母の子どもをできるだけその場所で預かるというのが、まず第一にやるべきことなんですね。だから幾らニーズがあるからって一時保育の――これ、「いっとき」保育、と読むのですかね、一時預かりの制度を拡充させることによって、要するに今の状態ですと、定期的に預かっている子と短時間で預かる子が一緒にされてしまうという可能性があるわけですよね。そうすると、これまで同じ保育士さんが、その子どものことをよく知っている保育者さんが預かっていて、その子ができるだけ平穏に暮らせるように預かっていたところに別の要素が入ってきて、もしかしたらその平和な環境が乱されるという可能性があるわけですね。ですから、幾らニーズがあるからといって、この一時預かりの制度を広げることによってこれまでの保育機能を毀損するという可能性があるわけです。私が委員会でそれを賛成したというのは、あくまで試行であるということ、そして国の施策でモデル事業に参加するということ、その二つの点で賛成はしました。ただ、それを拡充するというのはまた別の話ですので、ぜひこの試行期間で無理があるというところがもしあれば、幾ら我々とか区民の方たちが、もうとにかく一時預かりもう広げてよという話があっても、いやいや、無理ですということをはっきり言えるような状態が必要だと思うんですね。いかがでしょうか。

〇小川子ども部長　あくまでも試行ということではございますが、子どもの一時預かりというのは当然これまでも様々なメニューがあり、先ほど牛尾委員のご質問にもお答えしましたように、ある意味一つのメニューの選択肢が増えるという、そういう意味だというふうに思っています。そしてご懸念の、これ、慣れないコミュニティに入ってくる子どもへの対策といったことは、これは先行の他の自治体においてもいろいろ課題が出ているというふうに私も聞いております。その辺りもきちんと改善できるような方策、そうしたものも検討した上で実施に移るべきだというふうに考えております。様々それ以外にも試行の段階を経て課題がにじみ出てくるものだというふうに思っておりますので、その辺りきっちり整理をした上で本格実施に備えたいと、このように思っております。

〇白川委員　ありがとうございます。一応安心はできたかなと思います。

　じゃあ、これ、確認なんですが、あくまでも本来の保育機能を拡充させるというのが最優先であって、一時保育というのはあくまでも余裕があればそれを最大限に利用するという、その後ろに来る優先順位であるということで理解してよろしいですか。

〇山﨑子育て推進課長　そうですね、現在の既存の保育というものをしっかり行いながら、その中で場所なり人に余裕がある、定員に余裕があるようなところに対して実施をお願いしていくような、そういった制度でございます。

〇白川委員　これは理想ということになるんですが、やっぱり保育に関して、本来の保育機能にプラスアルファして一時保育の機能もあるという二重構造が、やっぱり理想的ではあるんですね。やっぱり今の状態だと人数も足りませんし、保育士さんにそこまで負担をかけるのは難しいんですが、一時保育の専用の方もつけるという二重構造まで持っていけば私は一時保育を拡充させるというのもありかなと思うんですが、この考え方でいかがでしょうか。

〇山﨑子育て推進課長　基本的に一時預かり、一時保育の拡充というようなこども誰でも

通園制度では基本はございません。目的が違います。保護者の都合によるというところが一時預かりだったりするのかなと。こども誰でも通園制度については、子ども主体の制度ですよというところでもあります。ただ、おっしゃるとおり、当然園としてもほかの子たちの保育の質が落ちるような形にはしないように、しっかりと進められるように行きたいと思っております。
○小野委員長　牛尾委員。
○牛尾委員　ちょっとすみません。昨日の委員会で確認すればよかったんですけれども、３か月の試行ということで、これ、試行した後、ちゃんと保育園に対して、両親もそうでしょうけれども、アンケート調査等を実施されるんですか。
○山﨑子育て推進課長　そういったアンケートなりも含めて意見のほうはお伺いしていきたいというふうに思っております。
○牛尾委員　その際、もちろん利用者の方にとっては喜ばれると思いますけれども、例えば園のほうでやってはみたものの、やはり大変だと、これは行うことができないという意見が多数だった場合に本格実施はどうされる予定なんですか。
○山﨑子育て推進課長　そうですね、他区のほうを見ますと、例えば文京区など、最初に令和５年に１園でやって、そこについてはかなり現場の負担があったというところで、次の年度から園のほうとしては参加をしていない。ただ、別の園がまた参加をして実施をしていると。今多くのところでも行っております。そういった状況を踏まえますと、千代田区においてもいろいろと工夫をしながら体制が整っている園については実施ができるのかなと思っておりますが、いずれにしろこれから実施をしながら、そういった部分も含めて効果検証をしていきたいというふうに思っております。
○牛尾委員　効果検証をした際に、やはり千代田区内の保育園では大変だとなった場合、これはもう法律で決まっているから条例にしなきゃいけないというのは分かるんだけれども、そうなった場合どうされるんですかという話をしているんです。
○小川子ども部長　ただいまご指摘いただきましたように、他の自治体の事例でも、やはり現場がなかなか難しかったといった事例があり、撤退をした業者もあるというふうに聞いてございます。一方で、非常にもう需要もあって、現場も比較的順調に推移をしているといった、そういった事例もございます。様々な事例がありますので、我々としましてはうまくいった事例をきちんと参考にした上で実施に移りたいと思っております。
○牛尾委員　はい。
○小野委員長　岩田委員。
○岩田委員　これはかなりニーズが高いということで待ち望んでいる方もいるという反面、誰でもといったら、当然先ほど牛尾委員もおっしゃっていましたけども、人手不足というのがすごい心配だということですよね。資格を問わず、正規でなくてもよい。基本は保育士、基本はですよね。ということはアルバイトでもいいということになると思うんですけど、正直不安じゃないですかね、これ、預ける親御さんは。そして人手不足、これ、全国でやるから試行的にというんですけど、そしたらそれこそ今までも人手不足だったのに余計人手不足にならないですか。これを確保するという確証はあるんですか、まず。
○山﨑子育て推進課長　先ほどから何度かお話ししておりますけど、人員についての不安ということかなと思っております。これを実施するに当たっては人員がしっかりと体制が

整っているところ、園に対してお願いをしていくというところでございます。
○岩田委員　結局パイの取り合いになっちゃうわけですよ。本当に足りるのかなというと、まず確保できるようになって、それができてからやるべきであって、全国がやるから試行的にって、これ実験されても困るんですよ。困っちゃうのは区民の方ですから。それを効果検証していきますと言いますけども、まずは聞き取りをもっとちゃんとやって、大丈夫だなとなってからやるべきであって、全国でやっているからじゃあやりましょうというのはあまりにもちょっとやり方としてはどうなのかと思うんですけども。例えば、ちょっと違いますけども、高齢者施設なんかでも、例えば、国の基準では夜は何十人に対して１人の方が見ていればいい。そこで転倒事故があった。でもそこは１人というふうに決まっていますから。決まっていますからじゃなくて事故が起きたときはどうするのかって話で、その後のことも考えなきゃいけないと思うんですよ。それもやはり国の基準だから、どこの基準だからといって逃げちゃうのか。それともちゃんと区として、それはやっぱり増やさなきゃいけないなみたいなそういうことができるのかどうか。どうでしょう。
○山﨑子育て推進課長　人員配置につきましては、国のほうでも基準がございますが、それは最低基準でございまして、それ以上設置をするということは当然できるものでございます。我々としても、今回人件費のほうもつけて、今回の事業を行うに当たって人を配置するということであれば補助をするというところでございます。
○岩田委員　人件費をつける。それはもちろんそうなんですけども、ただもともとあまり給料も高くないわけですよ。それでその割には仕事も大変、責任もあるということで、保育士の方は毎年毎年資格を取られて増えてはいますけども、何でその業務に就かないかというと、やっぱり大変さと給料の兼ね合いですよね。そういうのに見合ったものであるのかどうかというのを考えると、余計もっと人はたくさん必要だと思うんですよ。それで人も確保をしていきますということで、あとは質が落ちないようにしっかりとやります。効果検証していきます。これで迷惑を被るのは区民ですよ。そしてまたこれが駄目だったから、じゃあやったりやめたりみたいな、そういうのだとやっぱり困っちゃうわけですよ。だったらちゃんともっとしっかりとまずは検証をしてからじゃないですかね。効果検証をしていきますじゃなくて、ちゃんとして大丈夫だなという確証が持ててからやるべきなんじゃないかと思うんですけど、そこはどうなんでしょうか。（発言する者あり）
○山﨑子育て推進課長　先ほどからおっしゃっている効果検証といいますか、この試行的事業につきましては新しい給付制度でございますので、我々としてもこの制度を進めるに当たっての手続ですとか流れ、そういったところを確認する意味でも試行的事業を試行的に実施をまずはして、スムーズに本格実施につなげていきたいというところで様々に効果をといいますか、検証しながらというふうに伝えているところでございます。お子さんをお預かりして安全にというところでいいますと、今、実施している保育園等も同様でございます。ですので、この制度も含めてお子さんの育ちというものをしっかりと応援していくような体制というものを進めるためにも、先ほどから申し上げているとおり、しっかりと体制が整っている園というのを選定して進めていきたいというふうに考えているところです。
○岩田委員　すみません。言い方を間違えましたね、効果検証してからじゃないですね。ちゃんと聞き取りをしてからですね。やりながら効果検証をして、何か実験にされるよう

な感じで非常に不安ですよ。だから、何だ、ちゃんとできるような園を選定してと言いますけども、（発言する者あり）ちょっと待って、誰でも通園制度って、誰でもといったら、じゃあここの園に行けるのかといったら、いや、そこは駄目なんですよと、誰でもじゃないじゃないのという話で（発言する者あり）もちろん体制が整っているところと整っていないところはあるでしょうけども、誰でもといったらそれで、何だ、（発言する者あり）みんな行きたいといっても人が足らないところもあって、あ、できないじゃないかみたいなことになっちゃうと思うんですよね。だからちゃんとそういうのを聞き取りなりなんなりをもうちょっとちゃんとやって、（発言する者あり）体制を整えてからやるべきだと思うんですよね。もう繰り返しになっちゃいますけども、そういうのをどういうふうに考えているんでしょうか。（発言する者あり）

○小川子ども部長　きちんと聞き取りをしてからやるべきだと、まさにそのとおりだと思っておりますので、そのための試行実施ということでございますので、ご理解を頂きたいと思います。

○小野委員長　はい。園の意向も調査をしつつということで先ほどもご答弁がありましたので、まずはこれを試行するということで今ご答弁がありましたけど、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長　はい。それでは、ほかございませんか。よろしいですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長　はい。それでは、続いて補正予算説明書１４ページ及び１５ページの説明を受けます。

○齊藤デジタル政策課長　補正予算説明書１４、１５ページについてご説明をいたします。併せて補正予算資料３もご覧ください。

本件でございますが、東京都が本年度からデジタルデバイド対策といたしまして、「高齢者のデジタルデバイド解消に向けたスマートフォン活用支援事業」を開始したことを受けまして、本区においてもより多くの高齢者がスマートフォンを通じ区政とつながれるよう支援することを目的にスマートフォンの購入費等を助成するものでございます。

対象は令和８年３月３１日時点で満６５歳以上、かつ購入日時点で千代田区内に住民登録がある方でお一人１回限り１台まで３万円を上限にスマートフォン本体や充電器、各種設定費用などを助成率１０分の１０で助成いたします。なお、助成に当たっては、初めての購入であること。購入時に店舗にて基本操作を学ぶこと。所定のアプリやサービスへの登録を行うことなどを条件としてございます。

申請の受付開始は本件が補正予算が議会に承認を頂けました後、１１月以降、早期に行いまして、令和８年３月３１日までを申請期間とする予定でございます。

申請はスマートフォンを購入した店舗におきまして、区のポータルサイトを利用しオンラインで行っていただきます。

最後に補正の金額ですが、助成金と事務費を合わせて２１０万円でございます。

説明は以上となります。

○小野委員長　はい。それでは本件について質疑を受けます。

○牛尾委員　スマートフォンの購入助成ということですけれども、これ、助成の条件とし

て申請期間内に区内の指定店舗において、自ら使用する、通信契約を行うこととなっていましたけれども、これ、例えばスマホを売っているのはもちろんａｕのショップとかもあるんでしょうけれど、例えばヨドバシとかああいった大きいところもありますよね。なかなかああいったところで契約していろいろ操作方法を教えてもらうというのは、結構高齢者にとっては大変だと思うんですけれども、そこについてはどのようにお考えされているんですか。
○齊藤デジタル政策課長　本事業でございますけれども、東京都の補助事業でございまして、東京都がスマートフォンのキャリアと包括的に協定を結んでいるところでございます。その中で、今、例に挙げていただいたヨドバシのような、いわゆる家電量販店のようなところでは今回の対象とはなりませんで、いわゆるスマートフォン大手キャリアの店舗で購入した方に対して、そこで店員が操作の支援ですとか申請の支援を行った上で申請をしていただくという仕組みとなってございます。
○牛尾委員　そうなると、区内で結構そういった専門のショップというのは減っていますよね、次々にね。なかなか店舗数が限られると購入するのもやっぱり店まで行かなきゃいけないわけですから、結構大変だと思うんだけれども、そこについてはどのようにお考えですか。
○齊藤デジタル政策課長　区内におきましては、今回、協力店舗として１０店舗程度を想定してございます。今回、こういった形で協力店舗においての操作支援ということでございまして、費用補助もそうですし、いわゆる操作の支援ということで、心理的なハードルを下げて所持率を向上させていくというのが狙いの事業となってございます。ですので、なかなかそういった量販店のようなところで店頭においてきめ細やかな対応というのもできない部分もございますので、都の協定に基づきまして協力店舗において購入をしていただくということでございます。
○牛尾委員　それについては、例えば店舗の場所だったり、こういうふうに契約してくださいねというような高齢者への丁寧な説明というのはされるんですか。
○齊藤デジタル政策課長　本件、ご承認いただけましたら、広報でございますとか、あとはホームページ、あと庁内にも高齢者に親和性の高い施策などもやってございますので、そういったところと連携してご案内をしていく予定でございます。
○牛尾委員　丁寧にやっていただきたいと思います。
　いま一つ、購入するスマートフォンで東京都公式アプリの登録、ＬＩＮＥ公式アカウントの友だち追加、これをやらなければいけないというふうになっています。これは大きな理由は何ですかね。
○齊藤デジタル政策課長　こちらが要件となっているのは、まさに都の補助事業の要綱としてというところでございます。東京都としても、この秋以降、東京アプリというのを都民に普及させていく、そういった活動の中でこういったものを要件としているのではないかと推察をしてございます。
○牛尾委員　高齢者の中には、例えば、今ＳＮＳとかでやっぱり特殊詐欺なんかも増えているということで、やっぱりそうやってＳＮＳを活用するのは控えるという高齢者も増えてくるとは思うんですよ。そうした場合の対応、不安に応えるようなことはいかがなんですか。ＬＩＮＥ公式アカウントに友だち追加をしなければいけない。これが本当によく理

由が分からないんですけれども、東京都はどう言っているんですかね。
○齊藤デジタル政策課長　ここの要件について特に東京都からの説明はございませんでした。ただ、いわゆるＬＩＮＥの公式アカウントというのは東京都が公式なアカウントとして情報を発信する。それの受取り手ということになりますので、何かこれを入れたことによって、例えば詐欺でございますとか、何かのトラブルというのは生じないものかなとは考えてございます。
○小野委員長　えごし委員。
○えごし委員　私もちょっと確認で、関連です。先ほど区内店舗の件について説明はありましたけれども、例えばキャリアでドコモショップとかだと、これ、例えば麹町のほうのエリアとかだと、結構区内になくて、四谷の新宿区側のドコモショップがあるんです。結構そこを使われている方が多い。私もドコモに行くときはそこに行くんですけれども、もとからガラケーのときからそういうドコモショップに通われている方も区外ですけど近いところで通われている。そういう方がそこでやりたいという場合は、やっぱり今回は駄目だということになるんでしょうか。
○齊藤デジタル政策課長　お見込みのとおりでございまして、この制度を使うに当たりましては千代田区内の協力店舗において購入を頂く必要がございます。
○えごし委員　今回、東京都の事業ということなので、例えばそういう意味では、違う区の、ちょっと制度的に無理だというのもあるかもしれないんですけれども、できればやっぱり高齢者の方が行く、先ほども言ったとおり、やっぱり店舗に直接行くというのは結構大変なんで、今まで通っている近くのところに行きたいという方もおられると思うんですよね。そういうところは、例えば東京にちょっと確認というか、交渉する余地というのはあるのかないのか、いかがでしょうか。
○齊藤デジタル政策課長　そうですね、現状の仕組みとしてはご説明のとおりとなってしまうんですけれども、例えば、今後この事業が継続するのかどうか、正直現時点では分かりませんけれども、そういった声を東京都に届けて、区から運用の改善の要望というのは出せるかと思ってございます。
○えごし委員　やはり高齢者のデジタルデバイド解消というところに向けてというところなので、事業もしっかり活用できるように、そこもちょっとまた検討もしていただきたいと思います。
　あと、ちょっと細かいところで恐縮なんですが、基本的に店舗で買うということなんで、例えば、よく今あるのがオンラインで購入するという機会もあります。でも、そこは多分対象には入っていないんだろうなと思うんですが、例えば店舗に行かないといけないからという意味ですね。そういう意味だと、オンラインで購入しても店舗で受取りとかもあるわけです。そういう意味では、店舗で受け取って、そこでまたそういう講習を受けたりということは可能かなとは思うんですが、やっぱりこういうオンライン購入というのも基本的には駄目だということでよろしいでしょうか。
○齊藤デジタル政策課長　お見込みのとおりでございまして、仕組み上、店舗にて店員の操作支援などを受けながら購入をするというのが本事業となってございます。
○えごし委員　条件は様々あると思うので、そこは仕方ない部分もあるかもしれないんですけれども、できるだけ使い勝手がいいように、またちょっと検討は頂きたいと思います。

店舗に行くということで、先ほどからもありますけれど、やっぱり高齢者、ご家族のいる方とかだったらいいと思うんですけども、今、やっぱり店舗も予約とかもしないといけないんですよね。この予約も、実は私もいろいろ相談を受けてお手伝いもしたことがあるんです。なかなか予約も取れなかったりとか、店舗につながらなかったりとか、だからまず店舗に行くときまでに結構バリアがあったり、特に独り身の高齢者、ご家族とかおられない方とかは、本当にもう店舗に行く予約を取るだけでも結構それがバリアになってしまう。そういう意味では、この事業の趣旨はすごいありがたいし、やっていただくのはすごいいいんですけれども、そこを使うための窓口として、例えば、多分相談とかも多分店舗に聞いてくださいというふうになるかもしれないんですけれども、相談窓口も、例えば出張所でもこういう使い方を聞けるとか相談ができるとか、そういう支援体制というのはどういうふうに考えられているのか教えてください。

〇齊藤デジタル政策課長　スマートフォンをお持ちになった後のということでございますけれども、そういった支援のところにつきましては、デジタルデバイド対策としてスマホ教室などを実施してございます。各出張所を基本とし定期的に開催をしているところでございまして、そこで操作を学ぶことができたりですとか、自由に相談をするというような機会も設けてございますので、そういったところをご利用いただければよろしいかなと思ってございます。

〇えごし委員　すみません。購入した後はそういう様々あると思うんですけど、購入する前ですね、この事業を使う、スマホを購入しに行く上でのちょっと相談体制というか、特にそういう独り身の方に対して、そこもちょっと考える必要があるのかなと思っているんですけれども、その点はいかがでしょうか。

〇齊藤デジタル政策課長　店舗に行くところというところですと、正直、今現状、何かその打ち手があるというところではございませんが、今後、協力店舗と内容について調整をしていく中で、何かできることがあるのか検討を進めてまいりたいと思います。

〇えごし委員　これはできるかできないかというのはあれなんですけど、例えば今住宅とかでも進めているのが一緒に住宅を探しに行くのに寄り添っていただいて住宅を探しに行くというのも今年度から始めていただいていると思います。そういう意味で、やっぱり独り身の高齢者の方とかは、もうその店舗に行くとか予約を取るとか、そういうところがやっぱりバリアになってなかなかできない。結局、結果的にデジタルデバイドになってしまうというところもありますので、この事業を使っていただくという上でも、そういうところも少し検討をしていただきたいなというふうに思っております。最後もう一回だけお願いいたします。

〇齊藤デジタル政策課長　その店舗に行くところの支援というのは少し検討が必要かと思うんですけれども、例えば窓口、予約という面では、例えばこの事業のための特別窓口のようなものがその協力店舗において設けていただけるのか。例えば予約不要で来た際に対応ができるとか、そういったことの体制が取れるのかは、今後、協力店舗との調整の中で検討してまいりたいと思います。

〇えごし委員　最後１点だけ。お願いします。

　あと、最後１点だけなんですが、先ほど言っていただいたとおり、購入した後は区でも行っているスマホ教室とかをやっているというところなので、そこにしっかりとこの利用

者の方にスマホ教室とか、区で行っているところにもしっかりつなげていけるように、またそこもしっかり取り組んでいただきたいなと思います。
○齊藤デジタル政策課長　ご購入いただいた際に、スマホ教室のチラシなどもお配りして、そういった後続の支援につなげるなど、取組をしてまいりたいと考えてございます。
○小野委員長　それでは、引き続き質疑を受けます。
○岩佐副委員長　お店で通信の契約をした方への補助だということなんですけど、この通信の契約の内容というのが、結構これってめちゃくちゃ幅がありまして、使いもしないいろんなアプリを入れられちゃったりとか、保証サービスとかいくと、毎月１万幾らというようなものを契約させられちゃうわけですよね。そこら辺に対しては全くフォローがなさそうなんですけれども、別に払える方は別にお支払いすればいいと思いますけれども、要は目先の３万円につられて毎月１万何ぼの通信料を払うようなはめにならないように、そこはしっかりと通信料がかかりますよと周知させていかないと、これ、かえってサービスどころかちょっと危ない話になりかねないと思うんですけど、そこに関してはどのようにお考えですかね。
○齊藤デジタル政策課長　ご指摘の点はごもっともかと思ってございます。協力店舗において店頭でそういった不要なサービスですとか、そういったものは案内しないように区からも今後の調整の中で協力店舗には依頼をしてまいりたいと考えてございます。
○岩佐副委員長　そうですね、必要なサービスでも、例えばギガ無制限とか、全然値段が変わってきてしまいますので、ぜひともそこはしっかりと店舗にご指導いただきたいと思うのが一つと、それから、東京都のアプリは、これ東京都の事業ということなのでいいんですけれども、一番入れてほしいのはやっぱり区の防災アプリなんですよね。なので、区がしっかりこういう窓口に出して周知していくんであれば、そこはやっぱり区のアプリというのもちょっと便乗させてできないものなんでしょうか。
○齊藤デジタル政策課長　今回、区のポータルサイトというところをターゲットにいたしましたのは、今後スマホを持っていただいて区との結節点としてポータルサイトを一番使われることになりますので、今そこをターゲットにしているところでございます。あと、いろいろとアプリをたくさん入れていくと、そこで何というんでしょう、店頭での時間ですとか手間というのもございまして、例えば、防災アプリについてはＱＲコードの配付のような形で、事後に利用された方に入れていただけるような、そういったことを考えてございます。
○小野委員長　よろしいですか。
　春山委員。
○春山委員　先ほどから、えごし委員、岩佐副委員長から質疑があることと関連させていただくんですけれども、今回、高齢者のスマートフォン購入の助成事業は都の事業というご説明が先ほどからありますが、区としてのデジタルデバイドの事業の中の一環としてスマートフォンを持っていない方々に対してどういう対応ができるかというふうに、全体のデジタルデバイド対策の中にひもづけてワンストップで考えていかないと、千代田区のポータルサイトのアカウントを登録しなり、防災アプリに登録しという話もありますけれども、今後、区が１００％デジタル化を推進していく中での高齢者の対応の中で、スマホ持っていない方々に対してどういうふうに対策をしていくのかというワンストップの位置づ

けが必要だと思うんですけど、その辺はいかがお考えでしょうか。
○齊藤デジタル政策課長　委員のご指摘もっともかと思ってございます。説明が不足していたら申し訳ございません。このデジタルデバイドとしての当然取組でございまして、区が掲げております第４次基本構想の中でも、変化が激しい時代に柔軟に対応していくという中で高齢者向けのデジタルデバイド対策というのは位置づけてやっているところでございます。本事業においてもその体系の中で位置づけ実施していくものでございます。
○小野委員長　小林委員。
○小林委員　ちょっと関連しますけど。そもそもこの助成対象者が６５歳以上、今、千代田区というのは単身高齢者、単身独居者が多いわけですよね。それで１人当たり３万円の補助を出すんだけど、そもそもキャリアって３万円補助されて幾らぐらいのキャリアを買うのが想定されていて、先ほどそれはイニシャルコストなんだけど、岩佐委員も言われましたけれども、ランニングコストが幾らを想定しているのかというのは、単身独居の一人の人がこれを持ったことによって、便利にはなるけど費用がどれぐらいかかるのかというのは見込んでいるんでしょうか。その辺はちょっと区の想定をお示しいただきたいんです。
○齊藤デジタル政策課長　今回、購入者に対して３万円の助成でございますけれども、そのうち２万円強程度がいわゆるスマートフォン本体の購入価格と想定をしてございます。また、購入された後のランニングというところについては、現状具体の数字を持っているわけではございませんが、一般的な契約からすれば数千円程度のランニングコスト、通信契約料などが発生するものと考えてございます。
○小林委員　今の答弁の中でキャリア２万円ですよね。だから想定は幾らのキャリアを、２万円のキャリアを買うんですか。区は想定しているんですか。２万円のを買ってくださいということ。そうすると３万円で、手出しはイニシャルコストゼロと考えているんですか。その辺は。
○齊藤デジタル政策課長　この３万円、今、委員がおっしゃられましたとおり、３万円のうち２万円強がスマホの本体購入費。その他の部分で事務手数料ですとかアカウントの設定料など、もろもろ合わせて３万円というのが今回の見通しでございます。
○小林委員　ちょっと違った。幾らのキャリアを買うという想定なんですか。２万円のを買うんですかと聞いているんです。（発言する者あり）
○小野委員長　これ、端末の話ですよね、２万幾らという。
○小林委員　端末。
○小野委員長　デジタル政策課長。
○齊藤デジタル政策課長　スマートフォン本体の購入価格ではなく、プランとしての……。（「大体プランが」「これ、幾らになっているの」と呼ぶ者あり）スマートフォン本体は２万円でございますが、通信契約のところにつきましては、基本的には店頭において購入者が選択できるというふうになってございます。
○小林委員　本体。
○小野委員長　端末です。
○……委員　幾らぐらいのを想定しているのか。
○小野委員長　スマホ。（発言する者あり）
○……委員　２万円を想定している。

〇小野委員長　あ、２万円。
〇……委員　そんな安いのはねえだろうと。
〇小林委員　そういうこと。
〇小野委員長　多分端末は非常に高いものですから、そのうち２万幾らを端末に補助としてあてがうという考えは分かりました。それはデジタル政策課長、それでよろしいですか。
〇齊藤デジタル政策課長　今回初めてお持ちになる方に対して、入門機、エントリーモデルをご購入いただくというのがこの事業の主眼でございまして、そういったものですと価格帯としては２万程度で購入ができるというふうに想定をしてございます。（発言する者あり）
〇小林委員　そう言ってくれればいいの。
〇小野委員長　そういうことね。
〇小林委員　そこを聞いている。
〇小野委員長　小林委員。
〇小林委員　そこを聞いていたの。なぜかというと、せっかく３万円もらっても、たくさん、独居の高齢者がお金を、要するにイニシャルコストももうかかっちゃって、通信後の維持費もかかっちゃうというと、今まで便利になったんだけど、費用がたくさん発生しちゃったというんでは、ちょっと本来の目的にならないから確認したんです。そこはご理解ください。
　まずそれで、先ほども言ったんだけど、どうフォローしていくのかというのは、これ、スタートして、そこがだから非常に大切なんで、フォローの、先ほどちょっと言ったら、今までと変わらないようなスマホの出張所での教室とか言っていましたけど、新しく購入される初めての人というのは知らないわけだから、もっと丁寧にやらないといけないと思うんですけれども、それも今までと同様にスマホの出張所での教室みたいことだけしかやらないんですか。その辺は特にこれを始めることによって新たな講座とか新たな対応というのはしないんでしょうか。
〇齊藤デジタル政策課長　本事業を契機とした、そういった新たな取組というのは予定をしてございません。現状、スマホ教室につきましても、大分回数を多く実施をさせていただいておりまして、その中で必要に応じて参加、支援を受けていただくという形を想定してございます。
〇小林委員　まあ、やってみなくちゃ分かんないというやつでしょうけどね。その辺は丁寧にお願いしたいと。
　それで、そもそもこういうのってスタートすると、申請期限が来年の３月末日までなんで、今年度ということなんですけど、初めはぱっと買う、買うというか、購入が進むと思うんですが、あと行けば行くほど知らない人もいたり、進んでいって、際になって分かる人や何かがこれの制度が終わってしまうことがあるわけですよね。東京都も終わっちゃうわけでしょう。その以降については千代田区は独自に何かやることは今の時点で考えているんですか。
〇齊藤デジタル政策課長　現時点では来年度の取組についてはまだ具体のものがあるものではございません。今回、事業の取組を実施いたしまして、その反響ですとか、需要を見て検討してまいりたいと考えてございます。

○小林委員　それと、これは障害者の方については何か配慮があるんですか。
○齊藤デジタル政策課長　特に障害者であることを理由に何かその要件が変わったりですとか助成率が変わったりということはございません。
○小林委員　ない。
○小野委員長　よろしいでしょうか。
　富山委員。
○富山委員　これまで様々委員からご指摘があったと思うんですけれども、そもそもまだスマホに替えていない高齢者の方って、スマホに替える必要性を感じていらっしゃらない方が多いと思うんですけれども、今、入門のスマホが２万幾らだというのをお聞きすると、買えなかった理由もお金でもないのかなと思うと、どうこの事業を利用していただこうと、普及していこうとお考えなのか教えてください。
○齊藤デジタル政策課長　委員ご指摘のとおり、金銭的な理由でスマホを持っていらっしゃらない方というのは少ないのかなと、こちらでも考えているところでございます。ですので、こういったハード面での支援というのは、区としてもこれまでやってきてございませんでした。
　ただ一方で、令和４年度に実施をいたしましたスマホ所持率などの調査によりますと、なかなか興味、利用する必要性を感じないという声が大勢を占める一方で、価格が高いからという声も一部あるところでございます。そういった状況の中で、今回、東京都の補助事業が創設されまして、区としても財政負担なくそういったところへの支援ができるということであれば、これは実施をしようというところで取組を始めたところでございます。
○富山委員　ありがとうございます。つまり、これは金銭的補助をする以外に替えてくださいとお勧めする理由がないのかなと思ってしまうんですが、千代田区ポータルサイトと今後つながることができますよなど、それ以外にそれ以上の理由がもしありましたら教えてください。
○齊藤デジタル政策課長　区ではＤＸ戦略を策定いたしまして、その中で「意欲ある誰もがデジタルに挑戦できる」という目標、理想像を掲げてございます。今回の取組はまさにそれに資するものと考えてございまして、区のポータルサイトをはじめ、今、世に様々なサービスがデジタル化してございます。そういったサービスを十分に享受できる環境を一人でも多くの方に整えていただきたいと、そういう思いで実施をするところでございます。
○富山委員　そういった方々が今後替えていく必要性、今の時点では様々な支援があったとしても、替える必要性を感じなかった方が替えていなくて、金銭的な理由だったという方も一部だったとおっしゃっていたので、そういった方にも替えたらこれができますあれができますと教えていただけるような取組を今後区でも進めていただきたいと思います。よろしくお願いします。
○小野委員長　答弁、どうされますか。
　デジタル政策課長。
○齊藤デジタル政策課長　委員ご指摘のとおり、デバイスを持つことの利点というか、については普及が今後もできますように検討してまいります。
○小野委員長　はい。今、意欲がある人に向けてというふうに先ほどご答弁いただいたんですけれども、あまり意欲がない人にも替えるメリットというところをもう少し啓発して

ほしいという、そういうことかなと思いました。
　ほか、何かございますか。
○牛尾委員　これは費用助成を見ると１８０万ということはまあ６０人分ということだと思うんですけれども、これ申込みがそれを超えた場合はどうされるんですか。
○齊藤デジタル政策課長　予算に到達した場合にはその時点で申込みを打ち切るという予定でございます。
○牛尾委員　はい。
○小野委員長　はい。よろしいでしょうか。
〔「はい」と呼ぶ者あり〕
○小野委員長　はい。それでは、以上で、歳出に関する質疑を終了いたします。
　続いて、歳入について審査に入ります。補正予算説明書８ページ及び９ページの説明を受けます。
○山﨑子育て推進課長　８ページ、９ページの説明をさせていただきます。
　乳児等通園支援事業の経費として、子ども・子育て支援交付金２６５万３,０００円の歳入がございます。
　ご説明は以上となります。
○小野委員長　はい。質疑を受けます。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
○小野委員長　はい。続いて、補正予算説明書１０ページ及び１１ページの説明を受けます。
○山﨑子育て推進課長　続きまして、１０ページから１１ページのご説明をさせていただきます。
　同じく乳児等通園支援事業の経費として、多様な他者との関わりの機会の創出事業費補助金９４２万6,０００円の歳入がございます。
　ご説明は以上です。
○小目高齢介護課長　当補助金のうち、項番２、保健福祉費補助金についてご説明いたします。
　先ほど歳出予算の中でご説明いたしましたデジタルチャレンジ支援事業に対する財源といたしまして、高齢社会対策区市町村包括補助事業費２１０万円が補助率１０分の１０で東京都から交付されるものでございます。
　ご説明は以上です。
○小野委員長　はい。質疑を受けます。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
○小野委員長　はい。以上で歳入に関する質疑を終了し、補正予算に関する質疑を終了いたします。
　討論はいかがいたしましょう。
　牛尾委員。
○牛尾委員　議案第４２号、２０２５年度一般会計補正予算第２号について意見表明いたします。
　補正予算の内容の一つは高齢者スマートフォン購入費等助成事業で、これは否定するも

のではありません。

いま一つが、千代田区こども誰でも通園制度の試行的事業についての予算です。昨日の文教委員会、本予算・決算特別委員会でも指摘しましたけれども、こども誰でも通園制度について、政府が言う孤立する子育ての不安に応え、全ての子どもの育ちを応援するという理念には賛同いたします。ただ、現状の保育園の保育士不足の中でスポット的に乳児を保育することが保育の現場にとっても子どもにとっても負担が大きいことを考えれば、現段階で誰でも通園制度を行うべきではないと考えます。保育士不足の解消のために、国に対して保育士の処遇改善等をしっかり求めていただきたいと思います。

以上の理由から、補正予算に反対をいたします。

○小野委員長　小林委員。

○小林委員　令和７年度一般会計補正予算第２号について、賛成の立場から意見を申し上げます。

今回の補正予算は、乳児等通園支援事業、いわゆるこども誰でも通園制度を実施するための経費を組むものであります。この制度は就労にかかわらず、就労にかかわらず、生後６か月から３歳未満の子どもを育てる家庭が、月１０時間まで柔軟に保育所等を利用できる仕組みです。既存の事業とは異なり、子育て家庭の安心につながるとともに、子どもの健やかな成長や保護者の孤立防止に資する極めて意義深い取組であります。また、区立施設だけでなく民間の保育所や認定こども園等も活用することができ、空き定員を有効に活用でき、利用料が無料であることから、保護者が安心して利用できる環境が整います。こうした取組は、子どもにとって、安全で信頼できる公の居場所となるとともに、区政全般への信頼向上にもつながります。さらに令和７年度試行実施を経て令和８年度から全国実施につながる計画は、千代田区が子育て支援の先導役を担う姿勢を示すものであります。既に令和５年度より、２３区中１５区では試行事業を実施しています。本区としても、もっと早い時期に試行事業を実施していただきたいところでもあります。

併せて、高齢者スマートフォン購入費用の助成も、本区のデジタル施策の重要な一環であり、高齢者が区政とつながる環境整備に寄与するものです。子育て世代から高齢者まで、誰もが安心して暮らせる千代田区の実現こそ、私たちの責務であります。

以上の点から、令和７年度一般会計補正予算第２号に賛成いたします。

○小野委員長　はい。

ほか、討論ございますでしょうか。

岩佐副委員長。

○岩佐副委員長　令和７年度一般会計補正予算第２号に対して討論を行います。

本補正予算はこども誰でも通園制度の試行的実施に向けた予算及び高齢者のデジタルデバイド解消のための予算で、そのどちらも、従来の行政サービスの中で十分に行き届かなかった層に対し必要な支援を確実に届けるための取組であると理解しています。特にこども誰でも通園制度は、虐待防止、そして要支援のお子さんを早期発見するという意味でも、国として進めてきた制度ですので、保育の質が維持できるよう、現場の声をしっかり拾いながら実施していただくことを求め、賛成討論とします。

○小野委員長　はい。

ほか、討論はございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長　はい。それでは、討論を終了します。

これより採決に入ります。

ただいまの出席者は全員です。採決は起立により行います。

議案第４２号、令和７年度千代田区一般会計補正予算第２号に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○小野委員長　はい。岩田委員、牛尾委員以外は賛成です。よって、本案は賛成多数により可決すべきものと決定いたしました。

以上で、補正予算の審査を終了いたします。

それでは、ここからお昼の休憩に入りたいと思います。１時間ということで、１時１５分の再開でよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長　はい。お疲れさまです。

午後０時１６分休憩

午後１時１５分再開

○小野委員長　委員会を再開いたします。

欠席届が出ております。ゼロカーボン推進技監が出張公務のため欠席です。

これより、令和６年度各会計歳入歳出決算の認定について審査に入ります。

初めに、決算についての総括的な説明をお願いいたします。

○大谷会計管理者　それでは、令和６年度各会計決算につきまして、お手元配付の各会計決算参考書に基づきご説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、決算参考書の６ページ、７ページをお開きください。令和６年度の各会計の決算総括表でございます。本区には一般会計のほか、国民健康保険事業会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計の三つの特別会計がございます。各会計の歳入歳出決算額は６ページの記載のとおりとなります。この結果、６ページの表の一番下の合計欄のほうをご覧ください。４会計合計で歳入決算額が８４５億９,６５８万５,７９４円、歳出決算額が７８８億２,９６２万８,４０１円となり、この結果、６ページの一番下の欄、歳入歳出差引額は５７億６,６９５万７,３９３円となりました。これが形式収支でございます。ここから翌年度の繰越事業費、繰越財源充当額を控除した剰余金の額はお隣７ページの一番下の行、４４億４,２２０万８,３９３円となりました。これが実質収支でございます。

次に、恐れ入ります、決算参考書の１０ページ、１１ページをご覧ください。令和６年度一般会計款別予算決算対照表でございます。

まず、歳入でございます。主な増減につきましてご説明申し上げます。初めに、第１款、特別区税でございます。収入済額は２３６億６,４０６万５,３５１円で、１１ページの表の一番右から２列目の欄、前年度比７億２,２８８万２,８６７円の減、３.０％の減となりました。これは主に売渡本数の減による特別区たばこ税の減などによるものでございます。

次に、第５款、株式譲渡所得割交付金でございます。収入済額は８億４,１０９万９,０００円で、前年度比３億９,０２４万２,０００円の増、８６.６％の増となりました。これ

は株式譲渡所得割収入が増となったことによるものでございます。

次に、第６款、地方消費税交付金でございます。収入済額は１１９億7,６７９万7,０００円で、前年度比８億２０万9,０００円の増、7.2％の増となりました。これは原資となる消費税収が増となったことなどによるものでございます。

次に、第１２款、分担金及び負担金でございます。収入済額は１０億3,２２３万6,０７４円で、前年度比３億6,７７４万4,１９７円の減、２６.3％の減となりました。これは主に橋梁補修事業費負担金の減などによるものでございます。

恐れ入りますが、１枚おめくりいただき、１２ページ、１３ページをご覧ください。１４款、国庫支出金でございます。収入済額は４０億9,２８４万9,９０８円で、前年度比７億2,３３８万2,４４１円の減、１５.0％の減となりました。これは主に学校施設環境改善交付金の減などによるものでございます。

続きまして、第１７款、寄附金でございます。収入済額は１１億6,４６２万4,７９９円で、前年度比７億3,４２３万3,８５９円の増、１７０.6％の増となりました。これは主にふるさと納税の返礼品提供の開始による一般寄附金の増などによるものでございます。

次に、第１８款、繰入金でございます。収入済額は７億5,５０２万4,５０９円で、前年度比５４億1,２８９万1,５８０円の減、８7.8％の減となりました。これは、主にお茶の水小学校・幼稚園の整備の完了などによる、社会資本整備基金繰入金の減などによるものでございます。

次に、第２０款、諸収入でございます。収入済額は２３億3,６１５万９４４円で、前年度比３億８４８万6,７１８円の増、１５.2％の増となりました。これは主にデジタル基盤改革支援補助金の増などによるものです。

これらの結果、表の最下段の歳入合計の欄をご覧ください。令和６年度一般会計の歳入総額は７０６億4,６８４万3,９９０円となり、前年度比３４億7,７２３万7,２８６円の減、4.7％の減となってございます。

次に、１枚おめくりいただきまして、１４ページ、１５ページをご覧ください。歳出でございます。

まず、第１款、議会費でございます。支出済額は４億1,６６４万9,８１９円で、前年度比2,４４０万4,３４６円の増、6.2％の増となりました。これは主に議員報酬の増などによるものです。

次に、第２款、子ども費でございます。支出済額は１６２億6,７９２万5,８８９円で、前年度比６０億5,７３０万7,５５１円の減、２7.1％の減となりました。これは主にお茶の水小学校・幼稚園の整備完了による減などによるものです。

次に、第３款、保健福祉費でございます。支出済額は７８億1,９５３万7,２３３円で、前年度比４億1,４９５万8,８１７円の減、5.0％の減となりました。これは主に千代田区低所得世帯に対する価格高騰特別支援給付金の減などによるものです。

次に、第４款、地域振興費でございます。支出済額は６１億6,２５９万7,０５７円で、前年度比3,７９１万4,０９４円の減、0.6％の減となりました。これは主にレシートを活用した区民生活応援事業の減などによるものです。

続きまして、第５款、環境まちづくり費でございます。支出済額は９５億６６２万4,３４３円で、前年度比４億３０３万5,３２０円の増、4.4％の増となりました。これは

主に錦華公園の整備の増などによるものです。

その下、第６款、総務費でございます。支出済額６５億７,６９０万４,７０９円で、前年度比４億４,５８９万８,７８７円の増、７.３％の増となりました。これは主にふるさと納税制度の活用の増などによるものです。

恐れ入りますが、１枚おめくりいただき、１６ページ、１７ページをご覧ください。第７款、職員費でございます。支出済額は１２２億９,８８２万１,９６４円で、前年度比１２億２,９３４万２,１４３円の増、１１.１％の増となりました。これは主に退職手当の増などによるものでございます。

その下、第８款、公債費でございます。支出済額は１５万３,４２４円で、前年度比１４万５,３１５円の増、１,７９２％の増となりました。これは主に基金の繰入運用に係る利子の増などによるものでございます。

第９款、諸支出金でございます。支出済額は６９億２,４６２万７,６６４円で、前年度比１０億１,４０３万８４３円の減、１２.８％の減となりました。これは主に子ども・子育て支援事業基金の新規積立の減などによるものでございます。

これらの結果、歳出の合計欄をご覧ください。令和６年度一般会計歳出総額は６５９億７,３８４万２,１０２円となり、前年度比５４億２,１３８万５,３９４円の減、７.６％の減となりました。

以上、令和６年度決算の総括的なご説明をさせていただきました。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

〇小野委員長　はい。ご説明ありがとうございます。

次に、監査委員の決算審査意見書の概要説明をお願いいたします。

〇恩田監査委員事務局長　それでは、令和６年度千代田区各会計決算審査意見書等の概要につきましてご説明させていただきます。

意見書の表紙をおめくりいただきたいと思います。（１）ページから（３）ページが目次となっておりまして、次のページから意見書本文の１ページが始まっております。

それでは、意見書本文の７ページをご覧ください。第１、審査の概要といたしまして、項番１、審査の対象、項番２、審査の期間、項番３、審査の着眼点、項番４、審査の方法を記載しております。

次に、１１ページをご覧ください。２８ページにかけまして、第２、決算の概要といたしまして、令和６年度決算の概要を記載しております。

次に、３１ページをご覧ください。第３、審査の結果でございます。審査の結果につきましては、項番１、決算及び付属書類の計数について、審査に付された令和６年度各会計歳入歳出決算等は、関係法令の規定に従って作成されており、決算計数は誤りのないものと認められました。

また、項番２、予算の執行状況等について、令和６年度の各会計歳入歳出予算の執行、財政運営及び財産の管理の状況は、いずれも適正と認められました。

次に、項番３、決算及び財政運営等についての意見でございます。

まず（１）一般会計、歳入の特別区税等についてでございます。特別区税は前年度対比で７億２,２８８万円余、率にして３.０％減少しています。また、令和６年度においては区の歳入全体の３３.５％を占めております。特別区税は区における歳入の根幹であり、

その増減は財政運営に大きな影響を及ぼします。今後も社会経済の情勢を注視しながら、税収の的確な把握に努めてくださいという意見でございます。

次に、歳出の執行状況についてでございます。執行率は前年度対比ほぼ横ばいの８５.６％で、約９６億円の不用額が生じています。ＤＸをはじめ、区民生活や行政運営に変革をもたらす新たな取組を進めながら、事務事業を着実に実施し、将来に向けた安定的な財政運営のもと、区民サービスの提供に努めてくださいという意見でございます。

次に、３２ページ、同じページの下のほうをご覧ください。三つの特別会計でございます。

まず、国民健康保険事業会計でございます。保険料が引き上げられることになりましたが、保健事業に係る経費についても継続して一般会計から法定外で繰り入れたことで保険料の増加幅が抑制されています。保健事業を着実に実施し、健康寿命の延伸と医療費の適正化に努め、増加する医療費抑制に取り組んでくださいという意見でございます。

次に、３３ページの介護保険特別会計でございます。今後、要介護要支援認定者数の増加や、それに伴う保険給付の増加が見込まれます。区の地域課題として明らかになった三つのリスクを踏まえ、引き続き健康づくりの普及・啓発、豊富な社会資源と連携した支援体制の強化、将来的な人材不足に対応した支援や、介護現場の生産性向上について重点的に取り組んでくださいという意見でございます。

次に、後期高齢者医療特別会計でございます。被保険者数の増加などに伴い医療費が増加する中で、本来、保険料で賄うべき経費の一部を区市町村が補填することで、保険料の増加を抑制し、制度を維持しています。今後も広域連合と連携を図りながら、持続可能な制度運営に引き続き努めてくださいという意見でございます。

次に、３４ページをご覧ください。（３）その他（今後の課題）でございます。基金とその活用について。

令和７年３月３１日の基金現在高は合計１,１９７億円余で、前年度対比１億円余増加しました。特定目的基金は、設置目的に沿って、特定の事業に充てるために確保した財源であり、今後も教育施設や福祉施設等の公共施設の大規模改修等に要する経費が発生することが見込まれることから、基金の活用見通しについて明示し、計画性をもって活用及び積立てを行っていくことが必要であると考えます、との意見でございます。

次に、３７ページをご覧ください。８０ページにかけまして、執行機関から提出されました資料等を参考として、掲載しております。

次に、８５ページをご覧ください。定額の基金を運用しております公共料金支払基金につきまして、定額基金運用状況審査の内容を記載しております。

審査の結果でございますが、調書の計数に誤りはなく、また、基金の管理及び運用についても適正に行われているものと認められました。

最後に、９１ページをご覧ください。健全化判断比率の比率審査の内容を記載しております。

審査の結果でございますが、いずれの比率も早期健全化基準及び財政再生基準を下回っており、財政が健全であると認められました。

審査意見書の概要説明は、以上でございます。

○小野委員長　はい。ご説明ありがとうございました。

　ただいま決算の総括的な説明と決算審査意見書の概要の説明を受けましたが、何か質疑はございますでしょうか。
○はやお委員　監査のほうの資料になりまして、当然のごとくネットのほうにも入っている定期監査結果報告書のところについて、ちょっと確認したいと思います。
　当然のごとく、そこの３ページのところで、「６、監査の結果」というふうに書いてあるんですね。それで、内部統制についてという項目と、そしてまた、人材育成についてという項目に分かれております。このような指摘について、特に内部統制につきましては、当然のごとく、昨年のこの監査結果報告書、それでさらに一昨年の監査結果報告書にも同等のこの内部統制についての指摘、収入について言われているんですけど、この辺のところについては、監査事務局のほうからどのようにチェックをして、執行機関の確認を取っているのか。取っていないよと、ただ言いっ放しだよというんなら、それでいいんです。だからそういう、これはもう、どっちかというと、法的に決められた中での動きですから、どういうふうになっているのか。また今度は所管のほうに聞きます。
○恩田監査委員事務局長　毎年の監査の指摘事項につきましては、執行機関から――まず、この定期監査報告書の最初のページのところにも書いてあるのでちょっと読ませていただきますけれども、「本監査の結果に基づき、又は本監査の結果を参考として措置を講じたときは、同条第１４項の規定により、当該措置の内容を通知してください」ということになっております。それで、毎年、執行機関から通知がなされた場合には、定期監査の結果に基づく措置対応についてということで、結果についてホームページのほうでも掲載し、お示しをしているということでございます。
○はやお委員　そうすると、ちょっと私も勉強不足なんで。例えば、その指摘について、されていなくても報告が来て、ネットに載っけているのかどうか。そこはもう一度、ちょっとお答えいただきたい。
○恩田監査委員事務局長　基本的には、一定の措置対応はされて、監査委員のほうに報告があって、それを公表しているという形になっているというふうに認識しております。
○はやお委員　ということは、結局は、ずっと指摘されていました収入の事務だとか、これ、３年続けて指摘されていても、一向に変わっていない、一向にその書類も出ていないということでよろしいんですか。収入事務ね。（「そんな個別の話、入って、いいの」と呼ぶ者あり）
○恩田監査委員事務局長　それぞれ、毎年度、毎年度、執行機関のほうで指摘事項に対して措置対応をし、さらに、次の年にもし指摘事項があった場合には、それに対応した形で措置対応について報告があるものと認識しております。
○はやお委員　そういうところで、特に、例えば５ページのところを見ていただくと分かるんですけれども、（発言する者あり）ここのところには、最後に、職員の現況について、「採用年数が１０年未満の正規職員が半数を超えるなか、主任級の中堅職員の離職が増加傾向にあります」と。それで、「次世代の育成を担う職員の離職には将来の区政運営に対しても大きな影響を与え」ていきます、こういうふうに言っているんですね。つまり、採用年数１０年、それより上のところの主任級の中堅職員についてもそういう傾向があると。これは執行機関に指摘しているわけですよね。これについてはどのように執行機関としては受け止めているのか、お答えいただきたい。

〇佐藤総務課長　内部統制の担当は総務課でございますので、総務課で内部統制の取組について一旦ご説明をさせていただきたいと思います。

監査委員からの指摘に基づきまして、総務課でチェックリストを毎年作成いたしまして、監査を受ける前に、日常の事務の点検をということで、所管に呼びかけております。ただ、実際にそのチェックリストを使いました内部での努力ということにつきましては、今回の監査の指摘でも、監査の指摘を基にするのではなく、もう少し幅広な確認作業をしたほうがよいのではないかというご助言も頂いているところでございます。

〇はやお委員　まあ、ここ、概括的なところの話なんでね、またさらには分科会で丁寧にやっていきたいと思います。

でも、ここでこの指摘をされていながら、実は私が、今回、会派の代表質問をしたときに、４０歳代が少なくて２０代、３０代が多い状況は、特別区、これがどういうふうに、このゆがみはありませんかと言ったらば、答弁がこういう答弁だったんですね。「特別区全体の共通する課題と認識している」。つまり、何かといったら、一般的にそういう傾向がありますから、うちの千代田区の問題ではないですよ、と答えているんです。この辺はどのように説明するのか、お答えいただきたい。

〇中根人事課長　はやお委員がおっしゃるとおり、本会議ではそういう答弁を部長からしております。ただ、そのお答えした内容は千代田区でも課題であると同時に、（発言する者あり）もっと言えば、日本全国でも課題であるというふうに思っております。（発言する者あり）

〇はやお委員　まあ、私はね、行革で１０年近く採用を控えていたと。それで、やっぱり真剣に考えなくちゃいけないんじゃないかという質問をしたつもりです。だったらば、そういう答弁をするべきだと思います。一般的にこういう傾向がありますけれども、千代田区でも同等のこういう問題を抱えております。で、本来であれば、こうやって、ずっと監査事務局の監査委員のほうからも指摘されているわけですよ。それだけど、あの答弁というのは、そういう認識がないんじゃないかと思わざるを得ないわけですよ。

それと、この世代別の、何ですかね、ゆがみという問題もありますけど、もう実に丁寧に指摘されているんです。５ページのところを見ていただくと分かるんですけれども、コンサルタント、上から４行目ですね、「コンサルタントへの業務委託はその専門性やノウハウを活用した業務の効率化など多くのメリットがありますが、一方で人材育成の観点からは、新たな課題に向き合うことで職員として経験を積み重ね、成長する機会が減少する懸念もあります」。だから私は、正職員と非正職員と、そしてまた、委託だとかそういうところの関係も含めて、どういうような定義とか役割分担をし、外部の力をどうやって使っていくんですかと質問をしたんです。その質問に対しても、お気遣いなくというような答弁なんです。（発言する者あり）任せてください。何かといったらば、この職員の知識理解不足が毎年繰り返されているけれども、結局はベテランの継承を注力していただくということについては、非常に形式的にＯＪＴの推進研修やジョブローテーション実施といった、既存の制度を紹介したのみで終わりなんですよ。そんなのも、百も承知ですよ。これだって、人を教育するためには、ＯＪＴと、そして集合教育というものは、ミックスしていかなくちゃいけないということも、ずっと言っていたことですから。

だから、何を言いたいかというと、この定期監査結果報告書というのを、いま一度言い

ますよ、どういうふうに受け止めて、真剣に考えているのかということなんです。本気で考えているのかということなんですよ。そしたらば、代表質問ときの答弁、ああいう答弁にはならないはずなんですよ。ではないんですか。その辺のところの真剣度とか本気度というところはどうなのか、お答えください。そしてまた、姿勢です。これに対する受け止め方の姿勢をどう考えているのか、お答えください。

○中根人事課長　ご指摘のとおり、この人材育成については、採用が増えている年次あたりから、毎年――毎年ではないかもしれませんけど、度々指摘されている内容であることはご指摘のとおりだと思っております。特に、やはりここ最近の採用数が１００人に迫るような勢い、特に今年は１００人を超えるような人材を採用しておる中で、事務の各、現場のまず事務も着実に正確にこなさなければならない、そして、これまでの高齢期の職員の方が持っていたノウハウというのも確実に引き継いでいかなきゃいけないというのは、非常に大切な取組、大切なことだと思っておりますので、監査の指摘について、そのように、答弁の内容がとても、真摯に受け止めていないんじゃないか、軽く流しているんじゃないかというようなご指摘だったかと思いますけれども、そのようなことはございませんで、大変重要な指摘として取り組むつもりでおります。（発言する者あり）

○小野委員長　はい。じゃ、これは、分科会でもいいです……

○はやお委員　でもやるんで。ちょっと待って……

○小野委員長　でもやるけど、ここでもやりたい。

○はやお委員　いやいや、じゃあ……

○小野委員長　はやお委員。

○はやお委員　概括的なこと。概括的な。だから、一応そういうことですと、よく分かりました。

　監査のほうは受け止めますけど、私が会派で質問したことについては受け止めていなかったというしか、取れないんですよ。この内容と今の言っていることが違うからね。じゃあ、これについては詳細にやっていきますけれども、やはり真剣にやっていくといったときに、やはり真摯に、本会議というのは大変な、格式のある、議会としての格式のあるところですよ。そこがね、どう取ったって、例えば縦、横、斜めを見ても、この監査結果のほうと、僕はね、受け止めて答えていると思えないんですよ。でも、そこは分科会でやっていきますけれども、ここのところについては十分に、丁寧に、大切にやっていってもらいたい。そしてまた、言いたいことは、行革ということについては強い財政をつくっていくと、私はずっと言っていましたよ。だけども、今お金があるとは思いませんよ。５００億から６００億のお金が今後使用、使わなくちゃいけない。もっとだと思いますよ、７００億ぐらいかもしれない。そうすると、１,２００億あるといったって、５００億しかないんですよ。公適配で割ったときに積んできた金額と全く同じ金額になっちゃうんですよ。ということから来たときに、財政的な面と、そしてまた、組織面という。両方兼ね備えるためには、強い組織をつくっていかなくちゃいけないと思いますけれども、その辺しっかりとして、今、責任者のほうからこの辺のところについてのお考え、姿勢、お答えいただきたいと思います。

○御郷行政管理担当部長　今、はやお委員のほうからのご指摘を踏まえまして、これまでも、行革のほうも、過去の職員などが本当に身を削って内部努力でもって成し遂げてきた

たまものだと思っております。こういった人員、それからまた給与の面、それから外部委託、指定、指定管理者制度などの外部委託なども含めて、強靭な体制を築きながら、しかも、また財政面でもしっかりと強化なものにしていくといった両方の取組だというふうに認識しています。

今回のこの人員につきましての監査報告書のご指摘につきましても、非常に重く受け止めているところでございますし、引き続き年代別の偏在なども含めて、どう、先輩などのそういった技術、知識などを、後任の、これからの職員のほうに引き継いでいくかというのもしっかりと考えながら、人材育成のほうは取り組んでいきたいというふうに思っています。

〇小野委員長　のざわ委員。

〇のざわ委員　委員長、まず、関連からさせてください。

〇小野委員長　はい。

〇のざわ委員　私、この定期監査結果報告書の３ページ、内部統制、これ、私、内部統制、とても本当に大切で、皆さん１人じゃなくて、皆さんで一緒に職員の方と仕事をしているんで、これがしっかりしていると全てうまくいく一つだと思っています。

それで、まず、昨年のこの結果報告書と比較して、かなり踏み込んで、すばらしい意見を書いてあるなと思っております。それで、まず一つ、３ページの下から４行目、「その後の事務処理でも同様の誤りに気付かず処理されたものが」、まず「１１課１８項目で確認されました」とございますが、これは原因の究明と今後の対策というのはもうされたと思うんですが、まず、こちらはいかがでしょうか。

〇佐藤総務課長　ご指摘いただきました、続けて指摘を頂いている点についてでございます。

大体、この数年、続けて指摘を頂いておりますのが、例えばほかの制度の、歳入の納入通知の納期限ですけれども、調定日から２０日と決まっているのが、ほかの３０日という別の期限と混同されてしまっていたり、あとは金券類の受払簿と旅行命令簿の残額等が一致していないというのは、本当はすぐその場で処理をしなければいけないものを、少し間を置いて処理してしまったためにタイムラグが生じてしまったというような、決して悪意があるものではないんですが、不注意のために生じたということが毎年続けて生じているということですので、この点につきましてはこれまでとおりのチェックリストの対応ではちょっと行き届かないのではないかという感触を、総務課でも持っております。そのため、次年度に向けましては、また少し、今、具体的にこうということは申し上げられるほど形にはなっておりませんけれども、別の対応を取ってまいりたいと考えております。

〇小野委員長　はい。のざわ委員。こちら、分科会でもやられると思うので、端的に質疑をよろしくお願いします。

〇のざわ委員　そうしましたら、端的に。（発言する者あり）

〇小野委員長　ありがとうございます。

〇のざわ委員　この結果報告書のほう、私、すばらしいなと思ったのが、この４ページの、「組織の要である管理職は業務管理や組織運営にマネジメント力を発揮するとともに、職員一人ひとりの改善意識の醸成に努めてください」と。つまり、私の解釈では、管理職の方も、すぐその管理職の下の方も、一人一人が管理職という同じような気持ちで改善意識

の醸成をするようにというふうなお願いと、多分、職員の方が変わっていくんじゃないかなと、私も金商法監査の金融庁監査を受けていますんで、やっぱり管理職みたいな意識でないと、なかなかこのようなことが、まあ、ヒューマンエラーも起きやすいんだろうなということで、ぜひここに踏み込んでご意識を頂いてお仕事をしていただけたらということと同時に、簡潔にということで２点だけ。

これの７ページのところに、契約事項、契約事務について――えっ。（発言する者あり）分科会。えっ。分科会でやるんですか。（発言する者あり）

〇小野委員長　そうですね。分科会でしっかり審査をやっていただくことになると思いますので……

〇のざわ委員　そうですか。じゃあ……

〇小野委員長　何か概括的なことで、（発言する者あり）ありましたら、はい、お願いいたします。

〇のざわ委員　分かりました。じゃあ、どうも、（発言する者あり）どうもすみません。

じゃあ、もう一つだけいいですか。

〇小野委員長　えっ。

〇のざわ委員　ちょっと戻りまして。

〇小野委員長　戻る。（発言する者あり）

〇のざわ委員　こっちの、千代田区各会計決算審査意見書の方に行ってよろしいですか、そうしたら。

〇小野委員長　では、ちょっと、どうぞ。はい。

〇のざわ委員　結果報告書の、じゃあ質問は、すみません、以上で、ぜひ、分科会でご質問させていただくということで、ちょっとこちらの千代田区各会計決算監査意見書、こちらのほうへちょっと戻りますが……

〇小野委員長　こちら。

〇のざわ委員　こちらですね。ちょっと、１点、１点だけ。

〇小野委員長　どうぞ。

〇のざわ委員　去年、小林委員がご指摘されましたここの特別目的基金のご質問に対して、課長様から、（発言する者あり）毎年毎年この予算概要でもお示ししている１０年間の財務見通しで研究をしていきますというお答えがありまして、私も先ほどはやお委員のほうからご質問、お話がありました。やっぱり財政に関して強い財政をつくるということ、非常に大切だなと思っていまして、そこで、簡潔に、これ、これから、今回たまたま四番町公共施設整備等でちょっと取崩しがありますが、これから教育施設、福祉施設等で大規模修繕等々ありますが、これ、今、設備の保有状況については計画側の開示をされていると思うんですけれども、これから造っていくところの……。（発言する者あり）えっ。そうですか。では、これの大規模修繕等のものも含めた開示ということもご検討されるのはどうかなということでございますが、いかがでしょうか。

〇夏目財産管理担当部長　今ご指摘いただきました区有施設の改修などにつきましては、既にある区有施設の改修ですとか、そういった大規模改修等の計画につきましては、公共施設等総合管理計画というのを策定しておりまして、中長期的なそういった修繕の方向性ですとかを示しております。新たにこれ、整備する施設というのは、そちらのほうには特

段載っておりませんが、予算の概要のほうに、もう既に計画されているようなもの、調査に入っているようなものは記載をしておりまして、そこも中長期的な施設整備についてはお見せをしているところです。
○小野委員長　はい。よろしいでしょうか。
　白川委員。
○白川委員　先ほどはやお委員がおっしゃったケアレスミスの件、私も非常に気になっていまして、毎年同じような書き方がされていると。で、ケアレスミスというのはヒューマンエラーですからなくならないという前提の下に、要するに手続の簡素化というのをやっていかないと、これ、なくならないと思います。人はもう変わりませんので、それを前提に、できればＤＸ化で、例えばなんですが、移動のときはそのスイカを使っていらっしゃると思うんですが、スイカを使えばその人がどこからどこまで、誰が使ったというのがもう一発で分かるとか、最終的には要するにヒューマンエラーがなくなるようにしないと、この、一人一人が心がけてみたいなことではなくならないと思うんですが、そういった努力というのはやっていらっしゃるんでしょうか。
○夏目デジタル担当部長　今ご指摘を頂きました、例示として我々のパスモというのを使っております。今年も指摘を受けております。
　デジタルでの対応として考えられることで、例えばパスモの、旅費ですね、旅費については、他団体ではシステムを使っている例があります。デジタルで対応しているということなんですが、その幾つかの団体に聞いたところ、やはりシステムでも一定のミスは起きるというようなことは聞いております。そうしますと、システムなのかパスモなのかという、今のやり方なのかという問題なのか、今おっしゃられたようにヒューマンエラーの問題として捉えるのかという、そういった見極めも必要かなと思っております。
　ただ、やはりデジタルと合わせて事務を簡素化する、今、ＢＰＲというようなことも併せてやっておりますので、なるべくそうした、人の手でヒューマンエラーが起きにくいような環境を、デジタルと、あと業務改善でつくっていって、こういった指摘を受けないようにしていくことが必要だというふうに考えております。
○白川委員　ＤＸと併せて、ヒューマンエラーを減らす方法として、事後的な申請というのをできるだけ広く認めるというのが必要かなと思っています。というのが、働き方の中で、フレキシブルに休むということがこれから重要になってくると思うんですね、人の獲得とか、あるいは働き方の効率性なんかを考えると。そのときに、その場で申請するというのが確かに一番いいんですけれども、それを前提にすると、ケアレスミスというのは常に起こるので、事後申請というのをもう少しフレキシブルにできる環境を整えられないかなと思うんですが、いかがでしょうか。
○夏目デジタル担当部長　例えば旅費ということで、行った後に申請するというようなやり方というのが、以前は旅費の制度としてはあったところです。そうした、結果を入力するというようなことができる制度、できない制度があるんですが、できるものについてはそういった制度をやはり整備して、間違いのないような、結果を入力なり結果を記録するようなそんなやり方も、できるものについては進めていく必要があるかなというふうに考えております。
○小野委員長　はい。ありがとうございます。

ほかはよろしいでしょうか。
岩佐副委員長。
○岩佐副委員長　すみません。ちょっと分からないので教えてほしいんですけど、意見書の３７ページにある不納欠損額が、今年が例年度と比較して、２９５.８％の増なんですけど、その内訳というか、何が、件数が多くなったのか、何か１件の金額ですごい大きいものの債権を見逃しちゃったのか、ちょっとご説明いただけますでしょうか。
○大谷会計管理者　不納欠損額につきましては、そこに記載のとおり、特別区税、諸収入などで生じているというところでございます。
○小野委員長　ちょっと、恐れ入ります。もう一度お願いいたします。
会計管理者。
○大谷会計管理者　不納欠損額につきましては、特別区税や諸収入などで発生しております。特別区税で９,１５１万８,８８８円、諸収入のほうで７７７万６,０９８円となってございます。
○小野委員長　岩佐副委員長。
○岩佐副委員長　はい。すみません。その特別区税でこれだけ出たというのは、理由とかは分かりますか。偶然。もうちょっとご説明を、例年に比べて多い理由を教えていただきたいんですけれども。理由。
○大谷会計管理者　細かな内容をちょっとひもとかないと、はっきりしたことは申し上げられませんが、もともとの特別区税の見込み額と、ちょっと差が、差異が発生しているというところでございます。
○小野委員長　特別区税との差。（発言する者あり）はい。
一旦、一旦休憩、暫時休憩いたします。

午後１時５８分休憩
午後２時０１分再開

○小野委員長　それでは、再開いたします。
今、質疑があった件についてなんですけれども、こちらについて、今は答弁、詳細の答弁についてはできないということで、よろしいでしょうか。どうでしょうか。
地域振興部長。
○印出井地域振興部長　はい。私の記憶では、税の関係だと思います。個別につきましては分科会等で説明するようにいたしますので、よろしくお願いいたします。
○小野委員長　はい。よろしくお願いいたします。
それで、よろしいでしょうか。
○岩佐副委員長　はい。
○小野委員長　はい。
ほかに、何か質疑ございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長　はい。それでは、質疑を終了いたします。ご協力ありがとうございました。
それでは、追加資料の確認についてです。令和６年度の決算関係資料につきましては既に配付済みですが、追加の資料要求は何かございますでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）なし。（発言する者あり）

牛尾委員。
○牛尾委員　はい。三つほどお願いしたいと思います。
まず最初の二つは同じ関係性があるので、一緒に言います。区内の市街地再開発と総合設計制度で、再開発や建物が建てられていると思うんですけれども、そうですね、ここ、そうだな、１０年から、あと今後の再開発で、東京都が最終決定をする、したもの、するもの、したもの。区が最終決定をしたもの。これが分かるような一覧をお願いしたいんですけど。（発言する者あり）
○加島まちづくり担当部長　すみません。東京都と区が最終決定というのは、その建物の確認申請ということでよろしいんですか。
○牛尾委員　はい。
○加島まちづくり担当部長　はい、分かりました。ご用意させていただきます。
○牛尾委員　はい。
○小野委員長　はい。こちらについては、総括までよろしいですかね。
○牛尾委員　総括。はい。
○小野委員長　はい。
○小野委員長　牛尾委員。
○牛尾委員　これも関連するんですけれども、その市街地再開発、あと総合設計制度、先ほど言ったとおり、東京都、千代田区が最終的に確認するものがあると思うんですけれども、市街地再開発と総合設計制度、この計画段階から販売するまでのスキーム、これが分かるようなものを出してほしいんです。
○加島まちづくり担当部長　意に沿うような、ちょっと資料ができるかどうか分からないんですけれども……
○牛尾委員　ちょっと調整して。
○加島まちづくり担当部長　はい、ちょっと調整させていただきますが、まあ、再開発事業は全て、住宅を造ったとしても販売するものでもありませんので、その販売するときにはどういったことであるのかということを踏まえながら、ちょっと調整をさせていただければと思います。
○小野委員長　はい。では……
○牛尾委員　最後。
○小野委員長　牛尾委員。
○牛尾委員　最後です。これは、本会議のところでも指摘があったと思うんですけれども、不動産協会への要請をするに当たって、区がマンションについて様々調査をしたと。で、本会議ではなかなか明らかにできないと言いましたけれども、その調査内容について、明らかにできる、例えば件数とか、そういったものが分かる資料をお願いしたいんですけども。
○神原環境まちづくり総務課長　牛尾委員と調整させていただいて、総括までに準備させていただきたいと思います。
○牛尾委員　以上です。
○小野委員長　はい。以上３点とも総括までということですね。はい。
ほかはいかがでしょうか。

〇小枝委員　日比谷のエリアマネジメントに関することで、令和６年１２月１３日、区長とエリマネ社との間に交わされた覚書ですね、これを出していただきたい。できれば、取り返すことになった経過というか、分かるものがあれば出していただきたい。

　セットで、そこに書かれている事柄でもあるんですけれども、令和６年度における、ちょっと第何期に当たるか分かりませんが、日比谷エリマネ社の決算報告書、これを出していただきたい。いかがでしょうか。

〇小野委員長　決算。（発言する者あり）

　まちづくり担当部長。

〇加島まちづくり担当部長　はい。覚書に関しましてはご用意をさせていただきます。ただ、この経過についてはちょっとまとめているものがありませんので、申し訳ありませんが、その経過については、またそのとき、口頭にて報告をさせていただきます。

　エリマネの決算書に関しましては、相手方がございますので、確認をして、出せるものなら出せますけれども、出せなかったら大変申し訳ありませんが、（発言する者あり）ごめんなさいといったところでございます。（発言する者あり）

〇小枝委員　委員長。

〇小野委員長　それでよろしいですか。

〇小枝委員　よろしいかどうか……

〇小野委員長　小枝委員、どうぞ。

〇小枝委員　はい。経過が分かるものというのは、裁判記録でこれを、三、四ページのものなので、そのままつければ、こういうことに付随して、別紙でついているということで分かるのかなというふうに思ったという次第です。まあ、そこはちょっとご確認いただいて。

　それから、決算報告書については、これ、出す、出さないは、エリマネ社のほうに聞いていただいて、駄目だった場合は、その駄目な理由というのを報告していただくということになると思います。ここは、やり取りをまだするタイミングではありませんが、昨日、ほかの、大阪のエリマネとかを見ていたんですけれども、ホームページとかに事業報告、そういう収支報告に載せたりしているんですよね。だから、千代田区は若干ちょっとそこら辺が、経過がこじれているかと思いますけれども、ぜひ、会社のほうに聞いていただいて、駄目なら駄目な理由というものをちゃんとご報告していただけたらということで、この点はそういう意味です。ちょっと、さっき言葉が足らなかったんですけれども、よろしいですか。

〇加島まちづくり担当部長　すみません。裁判の記録に関しては、我々がちょっと、まあ、出せるものなのかどうかって、ちょっとすみません、私、そこまで知識がないので、それも内部で確認をさせていただきたいと思います。で、駄目かどうかは、まだ――あ、決算のほうですね、駄目かどうかは分かりませんけれども、駄目だった場合の、駄目だった理由も話してほしくないというふうに言われたら、ちょっと申し訳ありませんが、そこまでは対応できないといったようなものになると思います。

〇小野委員長　はい。小枝委員、今、手を挙げられましたか。

〇小枝委員　はい。

〇小野委員長　小枝委員。

○小枝委員　はい。今の点は、責任を持って、しっかりとご準備いただきながら、区民に対して説明責任を果たしていただければ、それはそれで、ええっ、と言われないようにやっていただきたいということで、そこは、これ以上、この場面において、やり取りはいたしません。

　次の資料要求ということでよろしいでしょうか。

○小野委員長　はい。どうぞ。

○小枝委員　はい。住宅の関係なんですけれども、公営住宅の応募状況と倍率については、４、５、６というのは事務事業概要に出ておりますけれども、少し、ちょっとこの倍率の上がり方がヒートアップしておりますので、高齢者、区民、区営と、それぞれ、過去、そうですね、５年かな。１０年で大変だったら５年でいいですので、ちょっと傾向を出していただきたい。これ、極めてシンプルな、はい、資料要求。

　あと、まとめて言っちゃってよろしければ、もう一点。

○小野委員長　はい。もう一点お願いします。

○小枝委員　もう一点。あと、千代田区における、現在、区内エリアマネジメント組織一覧、これ、令和５年の３月６日に追加資料で出していただいたものがありますので、若干現在状況を加工する必要があるかもしれませんけれども、それほどお手間にならず出せるものじゃないかというふうに思いますので、現段階で出していただきたい。以上かな。

　あ、それとあと、これもエリアマネジメントの方針の中に載っているんですけれども、個人と地域団体とエリアマネジメントのこの地域代表制の関係性というイメージ図というものをまとめたものがあると思うので、それも出していただきたいということ。

　以上です。

○小野委員長　はい。まずは住宅、公営の住宅の５年間の、倍率の５年間の推移ですね。それから、区内のエリアマネジメントの資料。それから、最後に、既にある資料ということで、個人と団体等というような、そういう相関図みたいなものですかね。

○小枝委員　そうです。

○小野委員長　はい。これについては、執行機関側、いかがでしょうか。

○神原環境まちづくり総務課長　３件の資料要求とも環境まちづくり部の所管になるかと思いますので、調整の上、総括までにご準備させていただきます。

○小野委員長　はい。よろしくお願いいたします。

　では、小枝委員、以上でよろしいでしょうか。

○小枝委員　はい。

○小野委員長　はい。

　ほかはいかがでしょうか。

○はやお委員　先ほどの関係ともつながるんですけれども、以前５年ぐらいは、たしか小林さんがやったと思うんですけど、職種別、年齢別、正規、非正規、派遣のこの数を、私も一生懸命調べまして代表質問でもやったんですけども、結局は行革の年からの１０年というのが入っていないといけませんので、平成１１年から令和７年度の間のやつをお願いします。そしてまた、答弁の中にありました、他区も年齢別においては同等の一般論としてあるということでしたら、他区の年齢別については、その状況についての構成比をお願いします。まず１点目は、それ。

○小野委員長　はい。職員の、（発言する者あり）全部聞く。これ、あれですよね、分科会でお使いになるということですよね。
○はやお委員　そう。できればということです。で、もし間に合わなく……
○小野委員長　そうすると、明日ですね。
○はやお委員　明日、あさってだよ。あさって。政経部。
○小野委員長　明日、あさって。あさって。（発言する者あり）じゃあ、ちょっとそこも含めて確認してみます。すみません。お願いします。（発言する者あり）
　人事課長、お願いします。
○中根人事課長　まずお手元にある、手元にある資料だけとなりますので、ちょっと分科会までというのは、なかなか厳しい状況です。あとは、各、ほかの区の状況について、つぶさに、年齢別、職種別までというのは私どもで持ち合わせていないので、（発言する者あり）ちょっとそれはなかなか、総括としてもご用意するのは難しいと思います。
○はやお委員　すみません。ちょっと、ちょっと。
○小野委員長　はやお委員。
○はやお委員　ごめんなさい。まず、千代田区のやつはそうしてください。あと、分科会の２日目、翌日、翌々日のところまでは間に合わないということなんで、総括までで結構です。
　それと、今言ったやつの、他区の年齢別といったことについては、これは答弁者が一般論として、ほかの区も同じですよと言っているから、それは何かの資料があるんでしょうから、そこのところ。年齢別で結構です。年齢別で結構ですから、そこが本当だねというところが分かる資料を用意していただきたい。
○中根人事課長　ほかの区の数字の状況ですけれども、ちょっと、どこまでご用意できるかというのはございまして、一般論として、特別区の人事課長会とかでほかの区の人事課長さんとそういうお話をしている中でそういう状況を把握していますので、つぶさに資料を用いて確認しているところではないので、ちょっとどこまでご用意できるかというのは、ちょっと、できる範囲で用意したいと思います。
○小野委員長　はい。よろしいですか。
　はやお委員。
○はやお委員　あと、最後です。
　昨日、万世会館のほうの指定管理の期間が５年間ということで、話があったと。それにつきましては、都市計画、再開発については一応条件が入っていないということですから、５年間は先送りになるに近いような話になっていますから。いや、多分、計画が途中から入るのかもしれない。だから、そういうことも含めて、外神田一丁目の再開発の進捗と今後の動きについてどのように考えているのか。というのは、具体的にもう指定管理のところは５年と決めちゃっているんですよ。そうなってくると、ある程度の考えが全庁的に整理されていなくちゃおかしいはずですから。
　何を言いたいかというと、この再開発法によって、今回は我々の公共施設を機能更新するという初めての試みですから、そこのところについてどういう状況なのか、分かる資料を作成していただきたい。
○加島まちづくり担当部長　外神田一丁目の市街地再開発事業の進捗というところでござ

いますので、はやお委員とちょっと調整させていただきながら、どんな感じのものを出せばいいか、ちょっと調整させてください。よろしくお願いします。
○小野委員長　はい。よろしいでしょうか。
○はやお委員　はい。
○小野委員長　はい。
　続いて、富山委員。
○富山委員　道路整備に関してなんですが、現行のバリアフリー法で決められている道路整備の基準だとか制限だとかを一覧で出していただきたいです。そして、神田警察通りⅡ期工事、Ⅲ期工事が完了した前と後の樹冠被覆率のほうを、予定で出していただきたいです。総括までにお願いします。
○神原環境まちづくり総務課長　（マイク音声なし）
○小野委員長　ちょっと、マイクが入っていないようです。
○神原環境まちづくり総務課長　大変失礼いたしました。今、２点、資料要求いただきました。調整の上、総括までにご準備させていただきます。
○小野委員長　はい。
　春山委員。
○春山委員　２点、資料をお願いしたいと思います。
　１点目が、代表質問でも質疑をさせていただいている国民健康保険の法定外繰入の件なんですけれども、今回の意見書でも保険料の引上げという、今後の増加する医療費抑制に取り組んでくださいというところなんですが、まず頂きたいのが、国保の収納額、収納率、一般会計からの繰入れの金額と内訳３か年のものをご準備いただけますか。そのうちの、外国人の賦課額と未済額が分かれば、その資料を頂きたい。それと、日本人、外国人とも、未納時の対処、追跡、滞納者への徴収活動をどのように行っているのかという業務フローであるとか、そういった人員体制も分かるものを、資料をご準備いただきたいです。
　以上に関して、他区の状況、２３区の状況把握というのを本区でしているのか、外国人世帯分のシステムでの抽出をされているところがあるのか、そういったことも含めて、分かるものがあれば資料を頂きたいです。
　二つ目が、２点目が、前回の予算のときに資料を頂いたところの補足で頂きたいんですけれども、前回、外国籍の非課税世帯のことについていろいろ資料を頂いたんですけれども、生活保護の、本区の外国籍の生活保護の方々の在留資格状況で、区として把握している関連データ、生活保護の申請日なのか、本区への転籍日、入国日といったものが、どういったデータが本部で把握できているのかというものが分かるものを頂きたい。総括までに頂けますか。
○小野委員長　はい。すみません。えーと、どっち。
○岡福祉総務課長　はい。失礼いたしました。
　春山委員のご質問につきまして、総括までに、もう一度改めて、多岐にわたるご質問を頂きましたので、ご調整させていただいて、ご用意をさせていただきます。
○小野委員長　はい。お願いいたします。
　岩田委員。（発言する者あり）えっ。
○岩田委員　はい。委員長。（発言する者あり）

○小野委員長　あ、失礼しました。（発言する者あり）答弁、ありましたか。大丈夫ですよね。はい。失礼しました。岩田委員、お願いします。
○岩田委員　令和６年は官製談合発覚の年でありますので、これは特別委員会でやっているのはもちろん分かっておりますけども、委員会で、もはや論点ではない部分もありますので、こちらでやらせていただきます。
　その官製談合事件、（発言する者あり）何をどのように解決したのか、千代田区がその捜査協力を始めたところから現在まで、退職金の返還も含めて、時系列で、制度を変えた部分があるんだったらそれも加えて、区民に分かるようにまとめていただきたい。その中には、かかった費用、係る所管も分かるようにしていただきたい。まず一つ。
○佐藤総務課長　どの程度のご期待に沿える資料がご用意できるか分かりませんが、調整の上、対応させていただきます。
○岩田委員　委員長。次。
　各５年の、今までの選挙の、設置した、選挙のときに設置した看板、業者一覧。金額も含めて、これを表にしていただきたい。（「公営掲示板」「公営……」と呼ぶ者あり）そうです、公営掲示板。
○小野委員長　はい。こちらは、選挙……
○佐藤総務課長　委員長、総務課長。
○小野委員長　総務課長。
○佐藤総務課長　はい。今、選挙管理委員会局長がおりませんので、代わりに答弁させていただきますが、調整の上、対応させていただきます。
○小野委員長　はい。ありがとうございます。
　岩田委員。
○岩田委員　たばこの路上禁煙の他区の例。そして――他区じゃない、他の自治体の例。そして、他の自治体の臨時喫煙の一覧。そして千代田区と、他自治体の、その臨時喫煙所の設置の手順。同じく千代田区と他自治体は、その臨時喫煙所というのの規定をなぜ設けたのか、法的根拠も添えて示していただきたいのと、あとは、条例に反した首長はどんな処分を受けるのか、一覧でお願いしたい。
○印出井地域振興部長　ちょっと、ご指摘の向きがよく理解できないんですけれども、先般、一般質問でご答弁したとおりでございます。それから、臨時喫煙所については、一覧というような形で示せるような自治体があるかどうかということを、私、今、承知しておりません。個別の自治体についてはご指摘のとおり渋谷区というのがありますけれども、一覧という形になるかどうか分かりませんけれども、今ご指摘いただいたことについてどこまで対応できるのか調整させていただいて、ただ結論としては答弁申し上げたとおりですので、我々としては道路使用の許可に基づいたものだというふうに理解していますんで、そこはご承知おきいただきたいと思います。
○岩田委員　今は答弁しなくていいんですよ。資料だけ出していただければ。はい。調整の上お願いいたします。
○小野委員長　はい。それでは、資料については、（発言する者あり）岩田委員のは調整ということでお願いします。
　で、失礼します。（発言する者あり）先ほど春山委員。（発言する者あり）はい。もう

一度お願いします。
○春山委員　じゃあ、すみません、もう一度。国民健康保険の収納額、収納率、一般会計からの繰入れの金額と内訳３か年のもの。（発言する者あり）
○小野委員長　はい。そちらですよね。はい。
○春山委員　それと、外国人の賦課額と未済額の内訳が分かるのか、確認。
○小野委員長　はい、承知しています。（発言する者あり）それから、あとは非課税世帯は以前出してもらったけど、生活保護も含めてということでしたね。それについての資料についても、全て……
○春山委員　二つともということで。
○小野委員長　今、頂いているという認識でよろしいですか。
○岡福祉総務課長　失礼しました。ご指摘のとおりでございまして、国保の未収納と生保の関係、二つともについてでございます。よろしくお願いいたします。
○小野委員長　はい。ありがとうございます。では、よろしくお願いいたします。
　小林委員。
○小林委員　千代田区内の舗装道路、区道の総延長距離と面積。それと、過去５年の区内の気温及び路面温度の観測データ。分かれば、地域別。遮熱性舗装、保水性舗装の導入実績、場所、延長事業効果測定結果など、分かれば。遮熱性舗装の保水性施工単価及び維持管理費が分かるもの。区道の改修計画における道路温度対策の導入予定。それから、東京都、国の補助事業活用実績。活用可能な制度があれば、その一覧。他自治体、近隣５区、新宿区、文京区、台東区、中央区、港区における道路温度低減策の実施例と予算規模。
　以上。
○小野委員長　はい。こちらは全部、環境まちづくり部に関連かなと思うんですけど、分科会の資料ということでしたが……
○小林委員　そうです。分科会で。分科会じゃなくて、（「総括」と呼ぶ者あり）総括で。
○小野委員長　総括で。あ、はい。それでは、こちらについて、よろしいでしょうか。（発言する者あり）
○小林委員　できない。
○小野委員長　環境まちづくり総務課長。
○神原環境まちづくり総務課長　はい。今、区道に関する遮熱対策ですとかヒートアイランド対策についての資料要求を頂きました。調整の上、総括ということなんで……
○小林委員　総括で。
○神原環境まちづくり総務課長　はい、ご準備させていただきますはい。
○小野委員長　はい。では、ご調整、よろしくお願いいたします。
　資料要求についてですけれども、以上でよろしいでしょうか。
〔「はい」と呼ぶ者あり〕
○小野委員長　はい。それでは、それぞれご調整をお願いいたします。
　それでは、最後に、繰り返しになりますが、総括質疑項目の各会派から委員長への提出期限につきましては１０月７日火曜日午後４時とさせていただきますが、できる限り早めにご提出を頂きますようご協力をお願いいたします。
　日程１について、（発言する者あり）本日はこの程度で終了いたします。

分科会についてです。次に、日程２、分科会の設置についてですが、令和６年度各会計決算の詳細な調査は、先ほどお示ししたとおり、１０月１日水曜日から三つの分科会を設置してお願いすることといたします。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

〇小野委員長　はい。

次回の予算・決算特別委員会は、１０月９日木曜日午前１０時３０分から開会いたします。

以上で、本日の予算・決算特別委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

午後２時２７分閉会